

令和6年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第8日（令和6年6月17日 月曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 報告第4号「専決処分した事件の報告について（水道使用料債権の放棄について）」から報告第7号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」までの報告4件及び議案第39号「令和6年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」から議案第44号「財産の取得について」までの議案6件、計10件を一括議題  
(質疑)

日程第2 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 坂下 文宏 君 | 2番  | 新谷 英生 君 |
| 3番  | 形岡 弘士 君 | 4番  | 谷口 佳保 君 |
| 5番  | 弘田 条 君  | 6番  | 武政 健三 君 |
| 7番  | 山崎 誠一 君 | 8番  | 吉村 政朗 君 |
| 9番  | 作田 喜秋 君 | 10番 | 前田 晃 君  |
| 11番 | 浅尾 公厚 君 | 12番 | 永野 裕夫 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|             |         |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 池 正澄 君  | 局 長 補 佐 | 坂本 久恵 君 |
| 議 事 係 長     | 山本 卓己 君 | 主 幹     | 池 貴弘 君  |
| 主 幹         | 村田 圭佑 君 |         |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

**出席要求による出席者**

|                                    |         |                                          |         |
|------------------------------------|---------|------------------------------------------|---------|
| 市 長                                | 程岡 庸 君  | 副 市 長                                    | 早川 聡 君  |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長             | 吉永 敏之 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員 心 得           | 岡田 旭生 君 |
| 企 画 財 政 課 長                        | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長   | 東 直能 君  |
| 危 機 管 理 課 長                        | 岡田 哲治 君 | 消 防 長                                    | 宮地 直道 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長               | 中村 浩司 君 | 健 康 推 進 課 長                              | 竹池 亮 君  |
| 福 祉 事 務 所 長                        | 永野 美歌 君 | 市 民 課 長                                  | 畑山 正王 君 |
| ま ち づ くり 対 策 課 長                   | 中尾 吉宏 君 | 観 光 商 工 課 長                              | 酒井 満 君  |
| 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 和泉 政彦 君 | 水 道 課 長                                  | 山本 実 君  |
| じ ん け ん 課 長                        | 萬 知栄 君  | 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム<br>し お さ い 園 長         | 濱田 三幸 君 |
| 教 育 長                              | 斧川 哲也 君 | こ ど も 未 来 課 長                            | 田村 五鈴 君 |
| 生 涯 学 習 課 長                        | 西原 貴樹 君 | 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長 | 岡野 孝弘 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和6年土佐清水市議会定例会6月会議、第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、報告第4号「専決処分した事件の報告について（水道使用料債権の放棄について）」から報告第7号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」までの報告4件及び議案第39号「令和6年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」から議案第44号「財産の取得について」までの議案6件、計10件を一括議題といたします。

ただいまから、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 皆さん、おはようございます。日本共産党の前田晃です。

私は、議案第39号「令和6年度土佐清水市一般会計補正予算(第1号)について」の20ページ、国庫支出金等過年度分返還金について質疑をさせていただきます。なおこの件も含めました一般会計補正予算につきましては、この木曜日に予算決算常任委員会で審査をすることになっておりますけれども、補助金の交付継続の手続のないまま、8年間も国の補助金が交付され続けていたこの件につきましては、その責任がどこにあるのか、また、どこが返還金を支払うのかといった問題をしっかりと検証し、確認しておく必要があるのではないかと考えましたので、ここで質疑をさせていただきます。

1回目です。まちづくり対策課長にお尋ねをいたします。

補正予算書20ページ、7款5項1目22節の国庫支出金等過年度分返還金310万2,000円は、高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助金として、市が事業者に交付していた国庫補助金で、国から返還を求められたものということであります。

この補助金310万2,000円を市が返還することになった経緯をまずお伺いしたいと思います。

○議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席)

○まちづくり対策課長(中尾吉宏君) お答えいたします。

土佐清水市内の事業者が運営する高齢者向け優良賃貸住宅に対して平成17年度から平成26年度の10年間を管理期間として県が認定しており、家賃に対して一部を国と市が補助金を交付しておりました。管理期間の切れる平成26年度に事業者より入居者もいることから平成27年度以降も引き続き家賃減額補助金の交付をしてほしいとの要望書が提出され、協議の結果、平成27年度以降も補助金を交付をすることになりました。しかし、管理期間の延長の手続を事業者が行っておらず、また市、県、国とも事業者が行う延期の手続の確認をしていなかったために、管理期間の切れた平成27年度から令和4年度の8年間分の国庫補助金310万2,000円について国から返還を求められております。

以上でございます。

○議長(作田喜秋君) 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。簡潔に分かりやすく説明をいただいたように思います。

2回目の質疑をします。これも全てまちづくり対策課長にお尋ねをしたいと思います。

2回目でお尋ねしたいことは、ただいまの答弁でも触れられておりましたけれども、補助金を返還することになった責任がどこにあるのか、その責任の所在ということであります。

この点につきましては、ただいまの答弁の中にもありましたけれども、当初から課長は今回の補助金交付に関わる事業者と市と県と国、この4者いずれにも責任があるという認識を述べておられました。今の答弁も大体それに沿った中身になっていると思いますけれども、この4者それぞれにどのような責任があると考えられるのか、一応簡単に今御答弁いただきましたけれども、詳しく具体的に説明をお願いしたいと思います。

まず、事業者についてお尋ねをします。

事業者は、最初の管理期間の10年間、先ほど答弁ありました平成17年の4月から平成27年3月までは補助金交付に必要な手続きを行っておりまして、何の問題もなく補助金が交付されております。引き続きの8年間、27年の4月から、この令和5年の9月、これも引き続き補助金が交付が継続をされていたということですが、しかし、さきの答弁ありましたように、この期間については、事業者が補助金交付の管理期間延長の手続きをしていなかったということになります。それが判明したため、8年間分の補助金310万2,000円を返還しなければならなくなったということでした。

そうだとすれば、事業者が申請書を県に提出していなかったことがこの補助金返還の大本にある原因であって、それは事業者の責任ということになりますので、返還義務は市ではなく、事業者にあるということになるのではないのでしょうか。国の補助金を受けたのは事業者であり、その事業者に手続上の不備があって、補助金の返還を求められたというわけですから、事業者が返還金を支払うのが普通は当然ではないかと思われま。いかがでしょうか。

顧問弁護士にも相談をしているということでもありますので、法律的な判断についても触れながら御答弁をいただければと思います。

次に、市の責任です。

今回の一般会計補正予算では、一般財源を使ってこの返還金を市が返済することになっていますが、課長も認識をされておりますように、市以外の事業者、県、国の責任も考えられますから、そのような中で市の負担で返還をするということは、市に責任ありと執行部が認めたということだと思います。それでは市にどのような責任があると判断して市の負担で返還することにしたのでしょうか、その点をお伺いしたいと思います。

続けて、県の責任についてお尋ねします。

事業者から管理期間延長の申請書が出ていなかったということですから、県はその申請書の、先ほど答弁ありました、確認をしないまま、国へ補助金交付の継続の要請をしていたということになります。管理期間延長の申請は、事前に問い合わせますと、市を通さずに延長の申請については県が直接受け付けることになっているということでもありますので、事業者から申請書が提出されていないのに、県がその確認のないまま勝手に国へ補助金交付継続の要請をしたということになろうかと思いますが、そうだとすれば、窓口になっている県には、市以上に大きな責任があるように思われます。考えられる県の責任について具体的に御説明ください。

最後に、国の責任についてお尋ねします。

事業者から管理期間延長の申請書が出ていないということでもありますから、国は補助金継続に必要な手続のそういったチェックもせず、県の要請するままに補助金交付を継続をしてきたということになります。国のそういった責任も問われることになると思われますけれども、この国の責任についてどうなのか、これも具体的にその説明をいただきたいと思います。その4者の責任問題について、所在についてよろしくお願いします。

○議長（作田喜秋君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えします。

まず、事業者について延長の申請書を提出してこなかったことから、事業者の補助金返還義務の有無についてということでお答えいたします。

補助金返還となった原因は、事業者が管理期間を延期する手続を怠ったことによるものです。管理期間を延期する手続は事業者より市を通さずに県に申請書を提出する必要がありました。国の要領では、補助金の交付期間は管理期間とすると明示されています。市の要綱には管理期間について記載がないことから、事業者は市の要綱に基づいた申請をしたことになっているので、補助金返還を求めることはできないと考えられます。

次に、市の責任についてということでお答えいたします。

市から事業者に、認定の管理期間が切れることの指導や説明を行っていなかったこと、認定の管理期間が切れていないかの確認をしていなかったことの責任が市にあると考えられます。また、市の要綱に、補助対象者として、管理期間が補助金の交付の期間であることを記載していなかったため、一旦は市の負担で補助金の返還が必要であると考えております。

次に、県の責任についてお答えいたします。

補助金の延長の認定手続は、事業者が直接、県に提出するものでありますので、本来、県が認定の延長について把握していないといけないものであります。県も認定が切れていることの確認不足であったことの責任はあると考えられます。

次に、国の責任についてお答えいたします。

当該補助金につきましては、県を通して国へ交付申請書類等を提出しておりましたので、国も認定の管理期間切れの確認不足の状態でも補助金を交付しており、国も確認不足であったことの責任はあると考えられます。

国に対して確認のための資料として認可の写し等を添付することを義務づけしていないために、このようなことになったと考えられます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

事業者には申請をする必要があったけれども、それができていなかったと、そこに大きな責任があるということですね。ただその請求については、市の要綱の中に、管理期間の記載がなかったもので、それはもう、請求できないということですね。これは顧問弁護士の見解ということになりますよね。ですよ。

それから、市のほうについては、期間が切れるということの指導や確認を事業者にしてなかったと、その責任があるということと、市の要綱にその期間を載せていなかったことも言わば責任があると。

その後課長は、一旦は市の負担として執行したいということですから、どうもその一端はということ、この後の展開をまた考えておられるのかなと。一旦はという話ですけど。またあとそれを聞かせていただけたらと思います。

それから県の責任は、書類の受付窓口ということですから、ここは申請が出てたかどうかの確認不足としてなかったのはもう責任があると。国の責任としては、これも確認不足だというお話です。

市が全部かぶって、責任を取るということでも、これ聞きますとないと思うんですよ。そういう点でまた状況が2回目ということですので、大体お話でつかめましたので、ありがとうございました。

じゃあ次に3回目です。これもまちづくり対策課長にお尋ねをします。

質疑に対して丁寧な答弁をいただきましたけれども、今回の補助金の返還に関わる事業者、市、県、国、それぞれの機関の責任の所在につきましては、今、私が質疑をただけでは十分に解明し、確認できたとは私は言えないというふうに思います。にもかかわらず補正予算は、市に非があるとして返還に応じる提案となっているわけですから、先ほど一旦負担をしてという話がありましたので、もうこれはもう全面的に市の非を認めたということではないというこ

とは理解できるんですが、もしこの補正予算が可決となった場合、市として関係者、これは事業者も含めてです、それから関係機関、県、国への返還請求も視野に入れて、可能な限りの調査、それから事実確認をしていただきたいということを要請しておきたいと思います。そして、こういった問題の再発防止に取り組むことについても要請をしておきたい。この大きく2点について要請をしたいと思いますけれども、この点についてのまちづくり対策課長の御所見をお伺いします。先ほどのその一端という、内容ですね、それについての説明もお願いいたします。

○議長（作田喜秋君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

今回の件について、事業者以外では、国、県においても市と同様に責任があると思います。一旦は市の負担で国庫補助金の返還を行い、今後、国と県に対して返還した補助金の返還請求の協議をしていきたいと考えております。

また、6月会議の補正予算に国庫支出金等過年度分返還金として310万2,000円を計上しております。

再発防止の取組につきましては、市の要綱において国の要領との整合を図り再構築すること、補助金の交付申請書類等の伺い文書を回覧する場合は、認定書類や要領、要綱等を添付して、回覧することにより再発防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。よく分かりました。

それでは、最後に市長にお尋ねをいたします。

今回の質疑で最もお尋ねしたいことがここなんですけれども、今回の補助金の返還につきましては、責任の所在がまだ明確になっていないと思うわけなんですけれども、今確認できることは、先ほど課長の答弁もありましたけれども、事業者が補助金交付継続に必要な申請書の提出をしていなかった、それが全てだということですけど、法的には、事業者への責任は問えないということですよ。

それから、県は申請書等の認識、確認が不十分なまま、国へ補助金交付の継続を要請したと。それからさらに国は県の要請のまま補助金交付を継続してきたということですね。以上のようなことがそれぞれの責任として指摘できるのではないかというふうに思います。

その中でも、とりわけ事業者にもっと近くて状況把握ができていなければならない本市が補助金についての情報提供や調整、確認などを怠って支援が不十分だったことは否めないと思いま

す。それが向こうの補助金交付が8年間続いた大きな要因になったのも事実ではないかと思われます。多分執行部は、そういった事情も考慮して、他の関係者の責任はひとまず横に置いて、市が返還金を返還するというにしたのであると推測はしますが、しかし市民からすれば、市の不手際や落ち度が原因で生じたこの返還金を市の財源、市民の公金から支出することについてはなかなか納得し難い、承服し難いということになるのではないかと思います。

市が責めを負うべき今回のような事案で、市だけじゃないですけども、公金から支出することは市民に損害を与えることになるのではないかと思います。この点について市長の認識をお伺いします。これ一旦の予算計上ということでもありますから、その点も併せての御認識をいただきたいと思いますが。

ちなみに本市では、まだ記憶に新しいところでありますけれども2年前にコロナワクチンの不適切な温度管理によりまして、それによって生じた問題があって、職員の抗体検査を160万円ぐらいでやってるんですよ。全体としては通信費なども含めて450万円ほど余分な出費があったというようなことを聞いてますけれども。その不測の出費について、この不測の出費というのは、不適切な温度管理がなければ、本来支出することのなかった出費ですよ。これを一般財源から支出をするという予算が計上され、この本会議で可決をされましたけれども、それに対して市民や議員から批判が上がりまして、市の一般財源を公費から支出することは不適切だと執行部は判断をしたということだと思います。結局市長と副市長が自ら減給処分を提案しまして、減給分を、この抗体検査等の費用など不測の出費に多分充当したのではないかと思いますけど、そういった経過があったことも申し添えておきたいと思います。市長の答弁よろしくをお願いします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 12番、永野裕夫君。

(12番 永野裕夫君自席)

○12番(永野裕夫君) この質疑についてとやかく言うことはございませんが、このやり方について、質疑というものをもう少し精査をしていただきたい。というのは、やはり質疑は議案に対して、その予算の根拠を聞くということが基本だというふうに思っております。ですから、前田議員のこの質疑に関しましては、十分精査をした上で質疑をしているというふうに考えますが、しかし、少し過去のひもとき、そしてまたこのどちらかという質問に近いような質疑ではないかなというふうに考えますので、この辺ですね、進行をしっかりと議長のほうでも考えていただきたい。質疑についての内容とやかく言っているわけではございませんので、進行をしっかりと、質疑ということをしつかりと頭に入れてやっていただきたいということ、提案をしておきます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君に申し上げます。

質疑については、議題となっている案件の疑義をたずぬるものであります。よってただいまの発言については補正予算案に対する質疑の範囲を超えておりますから、質疑ではなくて、一般質問において質問すべき内容であると判断いたしますので、発言について注意いたします。よろしいでしょうか。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私も注意をしながら質疑をさせていただいているというふうに思うんですけども、議長にお尋ねします。私の今の発言の、質疑の、どこが質疑の基準から外れて、どの発言が外れてるんですか、ちょっと説明願いますか。

○議長（作田喜秋君） お答えいたします。

本案件の質疑については、今までの経過で結構やと思いますが、今までの前回というか、コロナワクチンの部分を引用いたしまして責任問題とかいうことは、この本案件とは関係ないと思いますので注意いたしました。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 言われてることよく分かります。ただ私、今3回目の質疑ですので、あとは市長答弁で終わりですよ。私4回目の質疑できませんから、こっからはもう市長のほうで判断をされて、答弁をしていただければ結構です。足りない点はまたね、予算決算常任委員会の中で話をしていただいたらと思うんですが、多分今言われてるのは2年前のコロナワクチンの関係のこと言ってるんですよ。私、これは、そういうこともありましたよというふうに参考までにお話しただけで、市長が答弁の中で、それを入れているか入っていないか私は関知しません。入れてなかったとしてね、4回目ということはできませんので、それはそれで受け入れますから、特にこの質疑で、私も注意しました。今まで一般質問で取り上げた内容になるというような御指摘も再三受けたこともありますので、注意をして質疑をしたつもりなんですけれども、ちょっと今の指摘については、私にとってみればちょっと心外かなというふうに思っています。答弁をお願いします。

○議長（作田喜秋君） 議長はそのように判断いたしますので注意いたしました。

以上です。

前田議員におかれましては、議長の注意に関して納得しておられませんので、直ちに休憩いたしまして議運を開いていただきます。よろしく申し上げます。

午前10時27分 休 憩

午前10時53分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

先ほどの議運の中で質疑を、質問の違いなどについて確認をいたしました。

それでは最後の質問について、執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） 前田議員からの問いについてお答えをいたします。

まちづくり対策課長からの答弁にもありましたけど、この件につきましては、十分に精査をして、事業者、県、国と協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君、よろしいですか。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） もう4回目ですからこれ以上お話しはできませんけれども、あと継続をしてですね、木曜日には予算決算常任委員会がありますので、引き続きそこで論議をしていただいたらというふうに思います。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（作田喜秋君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時04分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 日本共産党の前田晃です。

さきの質疑が20分ぐらいで終わると思いましたが1時間かかりましたので、ただいま疲労こんぱいしておりますけれども、頑張って質問させていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

通告に従いまして、2点の質問をいたします。

まず一つ目は、国保に関わる問題ですけれども、県下の市町村国保は6年前、平成30年度

ですけれども、都道府県単位化で県と市町村が共同で財政運営をすることとなりました。保険料の徴収は引き続き市町村が行い、それを納付金として県に納め、県は医療機関などへの支払いを行うということになっています。また、本市は令和2年に国保税の引上げ、6.5%の引上げと賦課方式の変更を行い、その後令和2年、3年、4年度の国保会計は黒字となりまして、5年度の決算も黒字となったという報告が、冒頭の市長の説明の中でもありました。

国保会計の赤字が続いて、繰上げ充用とあって、次年度の予算の先取りでしのいでいた頃と比べますと、国保会計が若干落ち着いたような印象を受けますけれども、この国保税引上げによる加入者の負担増と滞納の状況がやっぱり気になるところであります。

そんな中で2年前に濱田知事と県内34市町村の首長との間で、2030年、令和12年度、6年後ですけれども、県内国保の保険料統一が合意されました。そして県内国保料の統一については、大まかな説明が一度だけ、私たちの議会にもありましたけれども、その後、具体的な説明がないまま今年度からこの4月から県内国保料統一に向けた6年間の激変緩和措置がスタートしております。

この国保料統一によって、本市をはじめ、多くの市町村で納付金の引上げ、これは国保料の負担増につながりますけれども、想定されているだけに少なくとも国保加入者の皆さんにはその内容をきちんと知らせる必要があるように思います。

そこで、市民課長にお尋ねをします。

そもそもこの県内の国保料統一する理由、目的は何なのか。また、どのような手順で2030年度の県内国保料統一を進めようとしているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

県内国保料を統一する目的については、国民健康保険は小規模な保険者が多く、高額な医療費が発生した場合には、保険料が変動し、財政運営が不安定になる可能性があります。

平成30年度の国保制度改革後、財政運営の責任主体である都道府県が、市町村の国民健康保険事業費納付金を算定する際、単年ではなく、直近3か年平均の医療費水準を反映することで、国保料の変動は一定程度抑制されるようになりましたが、例えば、高額な医療費の発生について、市町村単位で保険料に反映させる場合、依然としてその影響が大きいという課題があります。

保険料水準の統一を進めることにより、医療費水準について、市町村単位で保険料に反映させるのではなく、都道府県単位で保険料に反映させることにより、医療費水準の変動をより平

準化して保険料に反映することができ、保険料の変動をより抑制し、国保財政の運営を安定化することができます。

続いて、県の示すスケジュールでは、令和6年度から段階的に6年間の激変緩和措置として、財源には県が積立てしている財政調整基金等の充当を予定しており、令和12年度に保険料の完全統一となります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。県内の市町村、清水も含めて、市町村国保の運営が困難になっていること、それから、医療費と保険料の地域間の格差、自治体間格差が大きい、こういった問題を解決するために、県全体で支える体制をつくると。そして国保財政の運営を安定化させるということですよね。これが国保料統一の目的ということのようです。

しかし、この統一保険料にした場合、これまでの県平均よりも医療費水準が低い市町村では、1人当たりの納付金、国保料の負担が増えるということになると思います。そこが問題ではないかなと考えます。

市民課長にお尋ねします。今年、6年間の激変緩和措置の1年目と先ほど申し上げましたけれども、具体的にどのような措置が取られて、国保加入者の負担はこの6年間どうなっていくのか。また、ごめんなさい、6年間です、令和7年度以降の激変緩和措置と加入者の負担がどうなっていくのか、年度ごとにお伺いをしておきたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

高知県による試算では、令和6年度の激変緩和措置は6分の6で、土佐清水市は3,545万5,935円となり、加入者負担の増額はゼロとなっております。令和7年度以降につきましても、激変緩和措置額が令和6年度と同額、約3,600万円であると仮定すると、令和7年度で約600万円、令和8年度で1,200万円、令和9年度で1,800万円、令和10年度で2,400万円、令和11年度で3,000万円、令和12年度で3,600万円というように6分の1ずつ激変緩和措置額が減少し、その分加入者の負担が増額することになります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 激変緩和措置は、初年度の今年は国保料統一の増加分3,500万円ほど、3600万円ほどですか。その6分の6全額を県が負担分は持つということですよ。これが1年たつごとに6分の1ずつ減して行って、その分だけ加入者のほうが負担が増えていくということのようであります。

課長、ちょっとね、答弁、私、ちょっと抜かっちゃったように思うんですが、本市の場合は、その増える6分の1分がずっと増えていきますよね。この負担分は加入者の負担として出るのかどうかですよ。なるのかどうか、実際。激変緩和の6年間に加入者の負担として、それが必要になってくるかどうかですよ、国保加入者の。そこはどうか、ちょっと確認してください。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

一応試算的にはですね、先ほど申しましたように、600万円ずつ減額といたしますか、県が見てくれる金額減っていくんですけども、今のところの試算では、うちの試算では、個人さん、加入者の皆様に、その分、シミュレーション上はそういうことになってはいますが、実際にいただくような形ではなく、今の運営の中でうまく賄えるというふうな試算になっております。以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 分かりました。ありがとうございます。それを一つ確認をしたかったんです。安心をいたしました。

この増加する分については、納付金の中に当然入ってくるわけで、納付金は増えますよね。それは保険料の保険税じゃなくて多分今基金がありますから、基金などを充当して行ってやっていくという工夫をされるんだろうと思いますけれども、この6年間は加入者の増加分の負担はないということでもありますので、安心をいたしました。

ただ、これ問題は激変緩和措置が終了した後のことなんですけれども、県・国保課による令和12年度統一保険料の推計っていうのが、これ去年の12月、国民健康保険課から出されたもので、これ議員の皆さんにも配られてますよね。これ見ますと、激変緩和措置後、令和12年度の国保料は本市の場合で言うと1人当たり年14万2,550円。今令和5年度の平均国保税というのが11万7,322円ですから、およそ2万5,000円ほど負担増になるというような推計がされています。ただしこれも、6年後のことですから、今、先ほど3年間の過去の直近の医療水準によって保険税が変わるということですか。分かりませんよね。今の

ところで一応推計をして2万5,000円ほどの負担増ということのようですが、この2万5,000円の増加分というのは、これは納付金として激変緩和措置後、納めるということになるかと思えますですけれども、それが、国保税で賄えないような場合はどのようにしてこの納付金をですね、賄うようにするのか、そのあたりを御説明いただけますか。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

通常、国保税で納付金が賄えない場合は、財政調整基金の取崩しで補填するか、繰上げ充用、議員が先ほど御説明いただきましたが、次年度の予算を先食いするという形で処理する方法が考えられます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。そういうことなんだと思います。

激変緩和措置の期間に充当していった基金が残っておれば、またそれを充当するということができるのかなというふうに思いますけれども、それが枯渇してしまえば、先ほど言いました繰上げ充用か、それを毎年続けていくわけにもいきませんので。そうすると必ず国保税率の引上げっていうのが、これは検討課題になってくると思います。その点でも、この激変緩和措置後の国保加入者の負担増というのが非常に心配をされるところであります。

ここからあとは市長にお尋ねをします。

県内保険料統一については、先ほど言いましたように2年前に知事と市長との間で確認をしたものでありますので、程岡市長はその後就任されましたから、その確認の場にはいなかったんですけど、引継ぎはされてると思いますので市長にお尋ねをしたいと思います。

困難を抱える市町村国保を県全体で支えるための県内国保料統一ということになるかと思えますけれども、先に触れましたように、本市では統一によって国保税が1人当たり年間およそ2万5,000円程度増加するというふうに想定をされています。これ県の試算ですよ。結局激変緩和措置を取っても統一後には必ず負担増になるということでもあります。また統一後の保険料は、先ほど答弁ありました直近の過去3年間の県全体の医療費水準を基にするということですので、県全体の医療費が増えれば、今までであれば市の市町村でやってましたが、市町村の医療費が増えれば、ということで、反映しよったんですが、今度は県全体の医療費が増えれば、当然次の年度の保険料が上がるということで、医療費水準をカットしてるわけじゃないんですよ。県全体で考慮するということが上がることになります。

今でさえ高い国保税に苦しんでいます加入者に対して、県内国保料の統一はさらに大きな負担を強いるというふうになると思いますけれども、この点については市長はどのように認識されておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えをいたします。

さきに市民課長が答弁いたしました、令和12年度の保険料率完全統一までの令和6年度からの6年間は激変緩和措置が講じられることとなっており、現時点では本市国保の財政状況から推計しますと、納付金を納めるために税率改正を行い、被保険者に負担を求める必要はないものと試算をしております。

ただ、県内の医療費水準は増加傾向にあることに加え、医療技術の進歩等により、将来の保険料は上がる可能性があることから、これに伴う税負担増の可能性をはらんでいるのも事実です。現在の高知県における国保制度は、保険給付が全国共通の制度であるにもかかわらず、保険料水準は保険者の事情や判断で決定されることから、市町村によって保険料負担に格差が生じています。

現在の仕組みでは、特に小規模な保険者では医療費が急激に上がった場合、保険料負担が急増するリスクがあり、財政運営の持続可能性が失われることや、市町村間の保険料水準の格差が拡大することが懸念されています。

国保制度は公的医療保険制度であり、国民皆保険制度の最後のとりでというべきものです。県内国保を将来にわたっての持続可能性と被保険者間の公平性を確保するためには、市町村ごとで支え合っている現在の仕組みから、県全体で支え合う仕組みに転換することが必要であると認識をしております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 国保が皆保険制度の最後のとりでだという認識を市長、されてるようですので、大変それは心強く思います。

国保の持続可能性や被保険者間の公平性を確保すると、これが大事だということです。それを県全体で支えるということですが、そのためにはちらっとさっきもお話がありましたが、それは負担はやむなしと国保料、国保税のね、負担が上がるということについてはやむを得ないというお考えですか。そういうことですか。そういうことですか。分かりました。

なかなかこれ、負担が増えるということになると、また様々な問題が出てくると思うんです

が、また後でこちら触れたいと思います。

じゃあ続けて市長にお尋ねします。

県内の国保料統一では保険料の負担を平等にする、等しくするという事なんですけども、その上で、どこに住んでいても同じ水準の医療サービスが受けられるようにするという事でも、その計画の中にですね、公平性の中に入れてあるわけなんです。しかし実際、幡多地域と高知市周辺とでは診療科目の問題とか、先進医療などの医療提供体制に大きな格差があるという現実があります。本市も含めて幡多地域は、高知市やその周辺自治体と比べてですね、同水準の医療サービスの提供という点では極めて不公平な状況にあるように思われるわけなんですけれども、この幡多地域の不公平な医療提供体制については市長はどのような認識をされておられるのか。

また先ほど公平なというお話されましたけれども、公平な医療サービスの提供に向けて、幡多地域では何が必要だと市長はお考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

医療提供体制は、地域の実情を踏まえた体制整備が必要と考えます。幡多圏域で見ますと、幡多地域の中核病院であり、幡多保健医療圏内で最大の病床数を有する県立幡多けんみん病院があります。本市には公立の医療機関はありませんが、全国的にも先進的な取組として地域医療連携推進法人制度に基づき、市内の医療機関等で構成された地域医療連携推進法人清水令和会が組織され、限られた医療資源の中で、効率的かつバランスの取れた医療等の提供体制を構築していくとした医療法人が設立されております。

本市は、高知市及び周辺部を除く地域と比較して、一定、医療機関、病床数は充足しており、医療が必要な方の9割は幡多圏域内の医療機関で受診ができ、完結している状況です。

地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保し、被保険者の皆さんが必要な時に必要な医療を受けることができるよう、今ある資源の存続強化、充実に向けて医療機関等と連携して取り組んでいくべきと考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 住んでいる地域に必要な医療が受けられるということが、これは最も大事な事やと思います。

清水は、清水令和会ですか、そこで一つの市内での完結するような体制ができてるんだという話でした。それは清水は清水でいいですけども、その幡多地域ですよ、幡多地域で、

9割方幡多内というお話もありましたけれども、ただ先進医療、がんの治療なんかについては高知のほう行ったり、産科、不妊治療なんかはもう、それこそ高知ですよ、行ったり。幡多地域では難しい部分がやっぱり現実問題としてあるわけですよ。県の方針の中では、じゃあこの郡部のほうはどういう形にするかということで出している方針が、高知市のような形の状態まで高めるということじゃなくて、郡部は今ある医療機関をいかに維持するかが最優先課題だというような捉え方をしています。だから今と変わらないのが最大限ということですよ。今の、変わらないということは、不公平な医療提供体制そのまま、それ変わらないということになりますので、そういうことになるでしょう。だから格差前提の医療提供ということになるわけですよ。なかなか難しいですけども。

だから清水は清水で完結するみたいな話になるのかもしれませんが、何かそんなことしたら、やっぱり幡多けんみん病院の医師や医療スタッフとか診療科目を拡充するとか、それができなければね、統一保険料とは外れますけれども、一定保険料の軽減措置とかですね、なこともやっぱり考えないと公平な医療体制の提供という部分が、大本からやっぱり崩れてると思うんですよ。率直に私そう思うんです。

だからその点は、やっぱり問題として考えて反映もさせてもらったらと思いますけれども、ちょっと本質的なこと聞いて申し訳ないですけど、市長にお尋ねしたいんです。

この県内の国保料統一で市町村国保が抱えているいろんな問題を、市長、解決できるとお考えでしょうか。また、先ほど言った持続可能な国保運営には一体何が必要だとお考えかというところをちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

国保制度は構造的な課題を抱えており、本市としましても保険料水準の統一の目的が、県内国保の安定的な運営と持続可能性を確保するために行うものであることや、今後は少子高齢化などにより、被保険者数の減少が想定され、財政基盤の脆弱化を危惧しております。以前より統一の必要性は認識しておりました。ただ、統一に向けては検討すべき項目が多岐にわたることから、段階的に丁寧な議論を行い、十分な検討期間を設けながら、統一における問題を解決していく必要があると考えております。

令和4年8月22日に行われた知事との合意確認の場でも、幡多地域を代表して四万十市長、宿毛市長、黒潮町長から、幡多地域だけの問題ではなく、県内全ての被保険者負担の増加を可能な限り抑制するために、増加傾向に歯止めがかからない医療費分析を早急に行い、必要な対策を実施していただきたいことを中心に要望したところです。

今後におきましても、県が運営全般にわたり中心的な役割を担う責任主体として、被保険者負担の増加にならないよう保険者として求めていき、保険料率統一に向けては、県民への丁寧な説明に最大限努めるよう要望してまいります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 県内の国保料の統一については検討課題が多いと、だから十分検討して時間をかけてやるべきだということと、もちろん説明も要りますのでその説明責任も果たしてくださいということを申入れをしていくというお話でありました。

私は、市町村国保の抱える問題をこの保険料統一で本当に解決できるかということについては疑問に思っております。国保は被用者保険の対象にならない全ての人が加入する日本の皆保険制度の下支えの役割を担う、先ほど市長は最後のとりでだというふうに言いましたけれども、その根幹をなす保険制度なんです。しかし、高齢者・無職の加入者が多くて、収入も負担能力も低いと。国保の運営を維持させるためにはじゃあどうするかということですが、これは、公費の投入がもともと前提となった制度なんです。今回の県内国保統一は負担能力の低い県内の国保加入者に支え合いの負担を求めると、支え合いの負担を求めるもので、そもそも無理のある計画ではないかというふうに思わざるを得ません。このまま県内国保料統一を進めていけば、市長の言われる持続可能どころか、国保加入者への負担増とそれから滞納を招いて、国保運営を破綻に導くということになってしまうのではないかと危惧します。持続可能な国保運営には、自治体の支え合いではなくて、国保会計に公的財源を入れることが必要であります。少なくとも、知事会などが要請しております1兆円規模の国費を国保会計に投入するということが求められていると思います。市長には市長会を通じて、知事会とともに1兆円規模の国費投入を強く要請していただきたいと思いますが、この点についての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

この国費1兆円の投入につきましては、全国知事会で決議しての要請ということではなく、平成26年度の自民党の社会保障制度における特命委員会において、当時の栃木県知事が一つの試算として提示したということで、1兆円を投入し国民の保険料負担の公平性と将来にわたる国保財政の基盤強化の観点から、国保料を協会けんぽ並みに引き下げるべきと主張しています。これは、一つの提案という形での1兆円という部分でございます。

そういった地方からの国費投入等を含めて要請等があり、結果的には国は平成30年度から3,400億円の国費の財政支援が実現をしております。

1兆円と3,400億円では差はかなりありますが、まずはそういった形で国の財政支援の拡充がなされたということは、評価をしているところでございます。しかしながら、国保制度の構造上の課題がございますので、国保制度を持続可能なものにするための財政基盤の強化として、国費投入は必要不可欠であると認識をしております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。国保税に関わっての国費、公費の投入についてですけれども、1兆円につきましては基本的な考え方というのが協会けんぽが国保と比べると大体半分ぐらいということでしょうか、保険料が。国保のほうは結局平等割とか均等割、世帯割は人数割があって、2倍ぐらいの国保料払ってるよということなんですよ。これを協会並みにということで1兆円という案が出たということなんですよ。何もこれは、私的な機関だけの話じゃないんですよ。国保基盤強化協議会っていうのがありますよね、国の機関が、厚生労働大臣やそれから知事、知事会代表、地方代表、高知市の元市長の岡崎市長なんかもそこに参加しておりましたよね。その中で協議をして、要は3,400億円の国費投入が入ったわけです。これが、やっぱり大きい力にはなってるんですけども、まだまだやっぱり足りないですよ。やっぱり1兆円、それもそれを超えるぐらいのやっぱり財政規模の国費投入、公費投入必要だと思います。それがやっぱり国保を守る、市町村国保守るということに、なるかと思いません。

国保会計に投入する財源については、この間のアベノミクスとか、今円高で輸出企業大もうけてますよ。だからそういうところの内部留保とか株価です。株の所得なんかで、所得のが対象、財源をそこに対象にすると。それから軍事費のGDPですか、2%超えと。これらもやっぱり社会保障に回すということが必要だというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、国保は日本の皆保険制度の根幹を担う制度であります。自治体からぜひ国費投入の声を上げて、社会保障である国保制度をしっかりと守り切る、程岡市長の奮闘を強く期待をしていきたいというふうに思います。

続けて、マイナ保険証についてお尋ねします。もう大分時間がまた過ぎてしまいました。

マイナ保険証は、今年の国会でマイナンバー法の関連法案が可決をされまして、現行の健康保険証は今秋、この秋に廃止をして、マイナンバーカードと保険証を一体化したマイナ保険証とすることになりました。

市民課長にお尋ねをします。

本市の直近の国保のマイナ保険証の保有率とその利用率についてお伺いをいたします。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

本年3月が直近数値となりますが、本市における国保加入者3,354人に対し、マイナ保険証登録者2,192人で、保有率は約65%となります。なお、マイナ保険証の利用率につきましては3.08%となっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 清水のマイナンバーカードの交付率というのはかなり低かったんですけども、この間、マイナポイントとか、市独自のめじかポイントを付与すると、そういう利益誘導みたいな取組などがあって、マイナ保険証の保有率は、全体では本市でも70%を超えるぐらいになっております。

今お聞きしますと国保の加入者については保有率が65%、マイナ保険証ですね、それから利用率は3%程度だというお話でありました。大体全国水準もそんなものなのかなというふうに思いますけれども、この6割、7割マイナ保険証が普及していても利用率が3%程度ってかなり低いですよ。一体これはなぜかということなんですけれども、もうこれはこれまでも、病院でのカードリーダーで読み取る場合の不具合があったり、それから別人の医療情報が誤登録されているというようなことがあったようです。本人の確認ができないということになると、窓口で10割負担発生しますし、それから個人情報の漏えいっていうようなこともあったというようにあります。

3月2日の高知新聞ですけれども、高知県の開業医で組織をしています高知保険医協会というのがありますが、そこがアンケート調査をした。その集計結果が高知新聞で記事にしてありました。マイナ保険証でトラブルがあったと答えた医療機関、何と県下で62%に上るということです。高知県ですよ。同協会はマイナ保険証じゃなくて、現行保険証を残すべきだというふうに答えた方が95%あったというふうに記事は書いてありました。何の問題もない、そして信頼度の高いこの現行保険証を廃止して、こういった問題が多いマイナ保険証に置き換えるということについてはおかしな政策だと思いますけれども、市民課長にお尋ねをします。

この健康保険証は、この12月1日で廃止をするということのようですけれども、今皆さんが持つてる国保の保険証一体どうなるのか。また、このマイナ保険証というのは、必ず申請し、

持たなければならないものなのかどうか、その点ちょっとお伺いをしておきたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

本年12月2日からは健康保険証が廃止となりますので、マイナ保険証を申請していただくか、資格確認書を発行することにより健康保険証の代わりとなります。

なお、現行の健康保険証の発行は、本年7月末に全加入者に発送する分と12月1日までに新規加入申請する分が最終となり、有効期限は来年、令和7年7月31日となります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） そもそもこのマイナンバーカードですが、つくるかつくらないかは本人の自由だということになっていますから、現行の保険証を廃止してマイナ保険証に一本化するということは、結局マイナンバーカードを強制することになりますので、これは駄目ですよ。これ駄目ですよ。

こういったマイナ保険証強制の問題が国会でも指摘をされまして、マイナ保険証を持たない人には先ほど課長答弁ありました現行保険証に代わる資格確認書を発行するということになりました。国保については、清水については、全部かもしれないですが、7月31日に現行の保険証をこの7月31日ですね、一斉に更新し、それが1年間使用できるということでありまして。その1年間が過ぎたらですね、来年の8月以降ですね、資格確認書というのが発行されるということですので、マイナ保険証を持たなくても、これまでどおり保険診療が受けられるということでありまして。そういう理解でよろしいんですか。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

議員お見込みのとおりマイナ保険証がなくても資格確認書により病院受診が可能です。ただし、運用等についての詳細は、まだ提示されておりません。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 繰り返しになりますけれども、現行保険証は一斉更新の後1年間は使用できて、その後は資格確認書が発行されるということになっているようです。

マイナ保険証でないと病院にかかれないのではないかと心配をされている方がいるかもしれませんが、資格確認書が、現行保険証も使えますし、1年後も資格確認書が保険証の代わりになりますので心配は無用だということでもあります。

副市長にお尋ねします。

今政府は、12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなりますと注意を促すポスターを病院などに貼って、貼り出したり、それからテレビではマイナ保険証の取得を勧めるもう大宣伝を、今やっています。いずれもマイナ保険証を持たないと、不利益を受けるかのような危機感をあおる一方的な内容になっています。私はそう感じるんですけども、マイナ保険証を持たなくても、資格確認書があれば、これまでどおり病院にかかれるという正しい情報を、市民にぜひ知らせる必要があるというふうに思います。その点を市の広報で市民に伝えていただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（作田喜秋君） 副市長。

（副市長 早川 聡君自席）

○副市長（早川 聡君） お答えいたします。

議員言われるとおり、現在、国においては、5月から7月の期間をマイナ保険証利用促進集中取組月間として、医療機関や国民向けにポスター、新聞広告、テレビCM、ホームページ等で周知をしておるところであります。

本市におきましても、先ほど御指摘をいただきました資格確認書の件などについては、広報でお知らせをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ぜひよろしくお願ひいたします。市は、いたずらに不安をあおる政府広報に乗せられるということなく、マイナンバーカードの任意の原則を守って毅然と対応することを強く要請をしておきたいと思ひます。

次の質問に移ります。

二つ目は、学童保育に関わってです。

私は一昨年と、それから昨年障害児の入所に関わる本市の学童保育の在り方について質問させていただきました。引き続き今回もお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

まず、生涯学習課長に学童保育の現状についてお尋ねしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

(生涯学習課長 西原貴樹君自席)

○生涯学習課長(西原貴樹君) お答えします。

学童保育とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童を対象に、1年から6年までの発達段階に応じた、主体的な遊びや生活が可能となるよう、利用児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を目的として、保護者に代わり生活指導・育成をする場所となっております。

市内では清水小学校に設置しており、専有面積は110.95平方メートルで、雨天時には、学校長の許可の下で体育館を開放して対応することもあります。

運営形態としましては、公設民営で、清水小学童保育所父母の会に委託し、令和6年6月1日現在、支援員2名、補助支援員6名、合計8名の職員で、児童合計63名で、特別支援を要する児童7名、うち加配が必要な児童は5名となっております。

以上です。

○議長(作田喜秋君) 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) ありがとうございます。

今年は63名の児童ということであります。後でもう一回お尋ねします。

そしたらちょっと時間ありませんので次に行きますけれども、学童保育の施設について、教育長にお尋ねをしたいと思えます。

私は先月終わり頃に短い時間でしたけれども、学童保育を見学させてもらいました。2年前にも行ったことがあるんですけども、ちょうどその日は水曜日の午後の3時過ぎでおやつ時間の前でして、50名を超える子供たちはおやつが配られる座り机の前に座って待っていました。それぞれが真向かいでいますので、近くのお友達とおしゃべりをして、なかなかわいわいわいわい静かになりませんが、そうしているうちに特別支援の子供さんでしょうか、外に飛び出して、その後指導員が追いかけていくという、そういう日常なんでしょう。その場面でももう10分程度でしたけれども、見せていただいたんですが本当に学童保育は体力の要る仕事だなと、重労働だなというふうなことを感じますとともに、それぞれの指導員の皆さんが全力で子供に当たっているということで、見て本当に感銘を受けました。

そんな中で私が最も気になったことは、学童保育の部屋の広さ、スペースの問題です。

続けていいですか。大丈夫。

○議長(作田喜秋君) どうぞ続けてください。

○10番(前田 晃君) スペースの問題です。面積基準をクリアしているといっても、あの

狭い部屋の中に50名ほどの子供たちがすし詰め状態でしかも喧騒の中で過ごしていると。あれを見ますと、放課後の自分の自由な時間が確保できなくて、子供たちもかなりストレスたまるのではないかなというようなことを思いました。2年前にも同じことを思いました。変わってないですよ。5名のその特別支援の子供たちのスペースの仕切りもありますけれども、全体が狭いですので、あまり機能してないかなっていうふうに見えました。

そこで、教育長にお尋ねします。

学童保育のスペースの確保については、これまでも要望として挙げられ、そして喫緊の課題として取り上げられてもきましたけれども、なかなか前に進まないというふうに思います。ネックになっているのはやはり予算と場所だと思うわけです。一番現実的な解決策は誰が考えても、この清水小学校の施設を、学童保育に開放してもらうということになるのではないかなというふうに思います。既に先ほど答弁ありました体育館を開放、そして体育館の駐車場も開放しているというような話です。特別支援教室なども開放してもらえれば、子供たちも静かな環境の中で過ごすことができるのではないかなと思います。若い指導員の方からももっと広い場所を確保してよという声もありました。清水小学校の施設を開放することについての教育長の御所見をお伺いしておきたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 斧川哲也君自席）

○教育長（斧川哲也君） お答えいたします。

議員提案の清水小学校の施設の開放についての提案については、現在、学童は、清水小学校校舎内の専用区画と校庭、そして体育館下のピロティーを利用しています。また、雨天時は、その状況に合わせて、学校の勤務時間内において、担当の支援員の管理下の下において体育館の使用が学校長から許可をされています。

それ以外の施設の開放につきましては、安全面の確保や校舎のセキュリティーシステムの関連から、学校の勤務時間内において、学校長が許可できる範囲で施設の利用を可能とさせていただいております。

その特別支援の児童のことも、昨年度末にも実際に学童のほうとも協議をしています。ただ今の時点では、今のスペースのほうが対応しやすいということに今のところ返事いただいておりますので、また今後、必要に応じて可能な範囲で小学校のほうとも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 分かりました。検討もされ、お話もされてるということでもあります。ちょっと今のスペースで特別支援の子供たちは、オーケーなんだというのを初めて私聞きましたので、ちょっと意外でしたけれども、そうですか、分かりました。

この学童保育といいますのはもともと、放課後の子供の居場所を必要とした働く保護者の運動から始まったものなんです。それに国の事業、就労支援と育成支援として発展してきた制度であります。

本市の場合も保護者の取組から出発をして、現在は清水小父母の会が保護者から会費を徴収し、市の補助金も受けながら、学童保育を運営しているわけですけど、ただし学童保育というのは条例に基づく市の事業ですから、運営は父母の会だとしてもその条件整備は当然市の責任で行わなければなりません。この間私、父母の会の会長さんとか、清水小の校長先生とも話す機会があつて情報交換もさせていただきましたけれども、その中で学童保育のスペースの確保と清水小の施設の利用については会長さんも市に要望していると、さっきお話をしているということでしたので、そんな話もされてましたし、校長先生も、学校施設の利用についての話は聞いているようなお話でありました。だからこども未来課や生涯学習課の中では清水小の施設利用について検討もし、話も進めているということだというふうにお話を聞きながら思いましたので、今聞かしてもこれから検討もするということですので、ぜひ、子供たち、保護者、それから指導員の皆さんに、歓迎される結論を早急に、出していただければというふうに思います。お願いをしておきたいと思います。

次に、三つ目の質問になりますけれども、最初に触れましたが私、障害児の入所に関わる本市の学童保育の在り方についてこれまで2回ほど質問をし、答弁もいただきました。

しかしこの間、やはり何か、もやもやしたものが残り続けました。そのもやもやは何かと考えてみましたら、それは3名の障害児の入所を断った学童保育の対応に対する執行部の明確な判断や評価がなされていないのではないかなという、それを、私、感じ、思いました。

当時3名の障害児の入所を断った理由としては、職員が足りなくて十分な学童保育が保障できないと、安全も確保できないというような理由やったと思います。それで入所制限するということになるということなんですが、そういう職員不足で十分な学童保育ができないことであれば、入所を制限するということは私、あり得るということだと思います。これは前回もお話ししたとおりなんです。

しかしそのためにはやっぱり基準が要るだろうということで、学童はそのときには上級生から入所制限をという話だったんです。これも私あり得ると思います。上級生は、ある面自立してやっていますから、学童でなくても構わないという部分もあるんだろうと思います。

ただ問題は、その中の障害のある上級生を障害のある上級生からということで、それを要件

にして対応してきたということなんです。ここが、やっぱり適切な対応なのかどうなのかという問題があったというふうに思うんです。しかも実際の対応では、障害のない子供は上級生であっても入所制限をしてないんですよ。障害ある子供さんだけが入所制限をされたということです。なので、やっぱりそういう、実際そうだったという問題があると思います。

その理由として、もし障害児はより人手がかかる、だから入所を断ったんだというようなことであるとすれば、それは障害を理由に入所を断ったということで、これは不公平な取扱いになるというふうになるのではないかと思います。その判断を、市がきちっとされたのかなというように、ちょっと振り返って私、考えてみています。

教育長にお尋ねします。

昨年の3月会議でこの問題について、磯脇前副市長に障害を理由に学童保育の公的サービスが受けられないということであれば人権問題ではないかと、市としての認識、今後の対応と対策を伺いたいというふうに尋ねましたら、副市長は障害ありなしで受入れを拒否することはあってはならないというふうに答弁しました。それからもう一つ、支援員の増員を図っていきたいと、それに併せてですね、というような話をしてました。

副市長はいろいろな配慮をした答弁をされたのかなというふうに思いますけれども、何か人権問題の判断よりも支援員確保が先のような印象を持ったわけです。3名の障害児の入所を断った学童保育のこの対応についてです。教育長にとっては就任前のことですから、なかなか、あれですけど、引継ぎはされてると思いますので、人権の視点からこの問題をどのように認識されるか、ちょっとお話をさせていただければというふうに思います。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 斧川哲也君自席）

○教育長（斧川哲也君） お答えいたします。

令和4年6月会議にて、生涯学習課長が答弁をしています。議員御指摘の障害のある児童の入所を断った件につきましては、令和4年度に加配支援員を必要とする新1年生が新たに2名入所してくるという予定があったことから、支援員の募集をかけておりましたが、専門性のある指導員が集まらないということで、令和3年12月の学童保育所運営委員会で協議をした結果、当施設の規模や収容人数・支援員の数・人員配置等を考慮して、児童の安全面や支援が十分に行き届かないと、先ほど議員も申されたとおりになんです。やむを得ない措置として、低学年の児童を優先、高学年の児童から適宜退所をしていただくこととなったと聞いております。

その際に、結果として障害のある児童のみの退所となったことで、その関係者の皆様には、配慮に欠ける対応と取られても仕方がない状況がありました。教育委員会としましては、障害があるかないかで入所を判断するということはあるべきではないかと考えております。ただ

しですね、必要な支援員が確保できなかったということではあっても、今後同様のことが生じないように努めていきたいというふうに考えております。

ただ、前回のように、支援員の人員というのはなかなか確保できない状況というのが現在もあります。その場合につきましては、障害があるかないかではなくて、今回のような誤解と申しますか、今回のような該当する方々がですね、つらい思いをしないような形の対応をしていきたいということを考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今の教育長の答弁、ほぼ納得をいたします。運営は父母の会は基本的にやっていますよね。指導は指導員の皆さんやっていますけれども、やっぱり全体の統括責任はやっぱり教育委員会にあるわけですからそのあたりの基本的な原則みたいなことを十分伝わるようなイニシアを取って対応していただければというふうに思います。

それからもう一点、ちょっと障害を理由にしたその不公平な取扱いに当たるのではないかと申される事例をもう一つ紹介させていただきます。

これ私そういう問題は、基本的には父母の会なり、学童保育の中で基本的には解決する問題だという認識はしてはいますが、ちょっとこれも障害を理由にしたという点でそういう障害を理由に公平とはちょっと言い難い対応してるんじゃないかというふうなことを感じますので、ちょっとお話をさせていただきたいんですが、このことは、学童保育を利用する障害児の保護者の方から、昨年質問時に私、既に相談受けていたものなんですけれども、ちょっとそこまではよう対応しませんでしたので、今回ちょっとお話をさせていただきます。

それは、夏休みなどの長期休業中の学童保育についてですけれども、長期休業中は長時間保育になります。午前8時から、この3月31日までは午後5時半までですか。4月1日から6時までになっていますよ。8時から6時までの長時間保育ということで、指導員が不足するために、今のケースと似てはいますが、障害児の世帯には、その期間障害児を休ませる日を設けるよう相談が来た。その方は結局相談を受けて休ませたということでありました。

そこでその方が障害のない子供さんの世帯に数件問い合わせましたところ、そういった相談はなかったということでありました。

教育長にお尋ねします。

障害のない子供の世帯には休ませる相談はなくて、障害児の世帯だけ長期休業中に、休む日設けてよと言うたと、そういうこと、打診があったとすれば、これは障害を理由にした不公平な取扱いに当たるのではないかというふうに思いますけれども、教育長はこの点についてはど

のように認識されますか。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 斧川哲也君自席）

○教育長（斧川哲也君） お答えいたします。

特別な支援を要する児童1名に対しては、それぞれ1名の支援員を配置するというようになっております。現在の対象児童は5名となっております、その対応は、支援員5名に若干名を加えた形で1年間をやりくりするという形になっております。

一方で障害のない児童については約20名に1人という形で、1対1と20対1という形で大きな、そこに違いがあります。

そこに一つの根拠というのがありまして、支援員の年間の勤務時間には上限がまたあります。この範囲内で勤務時間を調整する必要があることから、例えば長期休業中は4時間ということで、入所の際に保護者の同意を得て運営をしていると聞いております。

こういった状況に加えて、支援員が何らかの事情で休まなければならない状況が生じた際には、通常の対応ができない日が生じることも考えられます。そういったことを生じさせないように、長期休業中の期間を対象として、人材を募集をしたこともありましたが、結果として希望者がいなかったと、人員を確保できなかったということになります。

教育委員会としましては、長期休業中における特別な支援を要する児童への対応につきましては、休んでいただけるように相談することにつきまして、支援員の年間の勤務時間の調整の関係に限ったものであり、障害を理由としたものであってはならないということを前提に、今後も適切な運営をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私は保護者から話を聞いて、事実確認をしたわけじゃありません。多分教育長の答弁は、そういう事実があったという事実確認をした上で、その理由を今述べられたと思います。

職員の勤務時間の関係だと言われましたよね。これ障害を理由とした、言うたら不公平な取扱いじゃないと言われましたよね。分かりました。そういう捉え方でこの問題を確認、認識をしているということになりますよね。そういうことですね。分かりました。

私ね、この問題については、もう一回実は、調査をしてもらいたいということも考えてたんです。事実関係の調査を。これが確かに職員の勤務時間の問題、これは労基法にも関わってきますのでこれは十分保障もせないけませんし、その問題だということであれば、一定そうかなというふうにも思いますけれども、そういったことが保護者の皆さんに、十分伝わってるかど

うかですよ、この問題もあると思うんですよ。この点を、やっぱりきちっと対応しないと説明責任を果たさないと、やっぱりいろんな疑問点は出てくると思います。

ちょっともう時間ありませんのでお願いですが、この事実関係の確認をね、ぜひもう一回していただきたいです。理由づけとして、今働いている皆さんの勤務時間や、そんな労働条件の問題だというふうに言われましたけれども、それがそうであれば、やっぱり労働者を雇うということが大事になってくると思います。調査をお願いしておきたいというふうに思います。

ありがとうございました。もう時間が来ましたので、ここで終わりたいと思います。

あと学童保育に係る条例については、もうこれはここで議決を取りましたので、もう可決してしますので、もうこれはお話はちょっともうこれ以上しないようにしたいと思いますので、ありがとうございました。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（作田喜秋君） この際、午食のため、1時10分まで休憩いたします。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

事前に質問者であります吉村議員より、一般質問に関する資料となる写真の配付の申入れがありましたので、これを許可し、タブレットにアップロードしておりますので御覧ください。

8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） それでは議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

先に、この通告順に変更がありますので、まずそれをお伝えしておきます。

まず最初にしおさいについての質問をしまして、2番目に下川口家、3番目に期日前投票という順番に変更させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それではまずしおさいについて質問をさせていただきたいと思います。

私も議員になりまして6年、いつかチャンスがあればしおさいの質問をじっくりやりたいなと考えておりました。今回、今がそのときではないかと思い、本日は質問をさせていただきたいと思います。

先ほど議長が言われましたように、今回しおさいの質問の資料といたしまして写真をアップロードしておりますので、ぜひそこを見ていただきながら質問を展開させていただきたいと思っております。どうぞ皆さんタブレットの資料を見ていただき、開いていただきたいと思います。この議員の資料というところに写真が載っておりますので、まずこれを説明してから質問

に入りたいと思います。

まず番号を振っておりますが、1番、これは当然しおさいの皆さんも御案内のように、玄関ホールであります。これは職員さんが写真に写っておりますように、これは鬼滅ですか、お花見のシーズンにはこういうふうな飾りつけをきれいにして入居者を喜ばしていただいております。

2番目がこれ当然廊下です。

これ3番目、これが廊下にソファでバリケードをしております。なぜこれバリケードをしているかといいますと、今利用者が数が減っておりますので、この奥が、つばき棟という2人部屋で10部屋ありますが、そこは今使っていない状況ですので、利用者が向こうに行かないように恐らくしおさいのほうでこのソファでバリケードをしているんだろうと思います。

そして4番目の写真です。これも廊下です。正面にあるのがちょっとした談話スペースになっております。大変暗いちょっと写真になっております。

そして5番目、6番目が、しおさいの食堂の入り口の天井であります。このように剥がれて破けてカビだらけになっております。この写真は先週私が園長と園長補佐と3人で回ってきたときに写真を撮らせていただきました。

そして、7番目であります。7番目がこれ職員の休憩室、部屋の入り口であります。これしおさい入ってすぐ右手にあります、すぐに目に入るところであります。

そして8番、これは、くじら棟という一番奥にある部屋であります、これが居室であります。大変寂しい居室となっております。この写真見ていただきましたら分かりますが、床はびかびかであります。これは職員さんが大変、老朽化は激しいんですが、清潔にすごい保っていただいております。その点は誤解のないようにしていただきたいと思います。

そして9番目、9番、10番。この9番、10番は、実は多床室であります。4人部屋であります。その入り口がこういうふうにガムテープで貼って、この戸は、両方に開く戸なんですけど、一切閉まらない。扉を閉めることができない状況であります。園長とこの話してまう中で、1部屋だけ直していただいたと、大変喜んでおられました、ほとんどがあとは閉まらない状況であります。これなぜ閉まらないかといいますと、先ほど言いましたように故障しているわけです。それをずっと放置しておるわけであります。これコロナのときにも、この部屋は空いたままであります。ということは、感染症対策の面からも大変遺憾であります。これが長い間ずっと放置されてきております。この写真で見るとおりで。

そして11番が、これが4人部屋であります。先ほども言いましたように、職員さんのプライドだろうと思います。古いんですけれども、非常に清潔にきれいに磨かれております。

12番目が、これが倉庫ではないんです。これは談話スペースです。それがこのカーテンは

破けて、もう本当にみすばらしいといえますか、そういう状況であります。これもですね、これ6年ぐらい前にそれこそ作田議長と一緒に見学に行ったときあります。そのときの状態のままであります。

13番目、これも倉庫ではないんです。これも居室であります。今紙おむつを一旦置いてあるということでこういう状況になっております。

14番目が、これが4人部屋のベッドの横であります。ベッドの横の小さなたんすといえますか、作りつけのたんすであります。このように剥がれております。

そして15番目が特浴であります。お風呂でありますね。これも介護やられた方はすぐ分かると思いますが、大変古い浴槽となっております。

17番目が、これが一般浴ですね。一般浴とその隣に、個浴といえます、1人で入る浴槽がありますが、これがその浴槽であります。もうタイルも剥がれております。

そして18番目が、これが一般浴のお風呂に入って洗ってもらうときの椅子であろうと思います。御案内のように、ガムテープで留めております。恐らくですね、このガムテープのところが下腹部に当たる部分じゃないかなというふうに思います。

そして19番目が、トイレであります。トイレもこれ写真にありますように故障して、使えないところは職員さんが、段ボールで囲っている状況です。20番目もトイレであります。これをもうトイレに衣装ケースをかぶせて使わないようにしております。そして21番目も、トイレであります。

これ、皆さん、先ほどの8番の居室ありますよね、くじら棟の。この居室からこの戸を開けて見た風景が、21番。自分の居室から開けたら前がトイレでこのようにフルオープンになっています。そういう状況になっております。

それと22番、これ水道であります。蛇口であります。22、23、24。23番はこれは壊れているので蓋をしています。恐らくこれも職員さんがつくってくれたんだろうと思いますが、段ボールで蓋をしています。23番も同じであります。段ボールでずっと使わないようにしております。24番も、これ使用禁止の貼り紙がされております。

最後のページに、これが三、四年前に高知市で開設しました老人ホームの写真であります。大変きれいであります。ここまで豪華にするという意味ではありませんが、今、老人ホームは今こういう時代を迎えているということで参考として載せてみました。

どうぞ皆さん、この写真を見ながら、今からの質問を聞いていただきたいと思います。

それでは、しおさい園長にお聞きいたしたいと思います。

現在の利用者数をお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

特別養護老人ホームしおさい園長。

(特別養護老人ホームしおさい園長 濱田三幸君自席)

○特別養護老人ホームしおさい園長(濱田三幸君) お答えいたします。

令和6年6月1日現在での利用者数でお答えいたしますと、入所者数が67名、短期入所につきましても、本園と契約している方が27名で、そのうち13名の方が毎月定期的に御利用いただいている状況でございます。

○議長(作田喜秋君) 8番、吉村政朗君。

(8番 吉村政朗君発言席)

○8番(吉村政朗君) 現在67名ということではありますが、恐らく入院をされている方もおられますので、実数はもっと少ないかなというふうには理解しております。

しおさいも、本年度から本入所の定数を100人から90人に、ショートステイが、20人から10人に変更になりました。数字上では稼働率そのものは若干上昇しましたが、それでも本入所は、74%で、ショートの稼働率が50%と低いまま維持をしております。このことがしおさいの財政を圧迫している最大の要因だと思っております。

現在ですね、全国に特別養護老人ホームは約1万施設あると言われております。その中で多床室、しおさいのように4人部屋とか2人部屋とか、そういう多床室がメインの施設で、特養は34%ぐらいが赤字経営になっております。一方、地域密着型の特養ありますよね。あれも40%ぐらいはやはり赤字経営になっています。赤字の原因は先ほど言いましたように、一番は、稼働率、利用率であります。だからしおさいは今、赤字に苦しんでいる状況だというふうには理解しております。

しおさいの運営につきましては、さきの3月会議の予算決算常任委員会で取り上げ、そして産業厚生常任委員会のほうでも取り上げられました。特に産業厚生常任委員会における質疑応答では、経営改善策として、答弁として、まず1、稼働率を100%に近づける。2、待機者をつくらない、3番、空きベッドをつくらないとした上で、その対策として幡多エリアの事業所に対して空きベッドがある旨の文書を出して利用を促しながら営業を実施していきたいというふうにご答弁をされております。それではお聞きいたします。

いつ、どこで、どのような文書を出したのかをお聞きいたします。

○議長(作田喜秋君) 特別養護老人ホームしおさい園長。

(特別養護老人ホームしおさい園長 濱田三幸君自席)

○特別養護老人ホームしおさい園長(濱田三幸君) お答えいたします。

まず御質問にありました、3月の産業厚生常任委員会での答弁を私が把握できておりませんでした。本来であればすぐ文書の発出をすべきところ、できておりませんでした。このことは

危機意識の欠如であったと反省しております。まずもっておわびをさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

文書につきましては、5月29日付で幡多管内の居宅介護支援事業所26事業所へ空床がなかなか埋まらない厳しい状況をお伝えし、しおさいを選択肢の一つとしていただくようお願いの文書を発出しておりました、そのうち市内に事務所のある事業所へは次長と指導係長が直接訪問して文書を手渡しし、お願いに回っております。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 今、園長が言われましたように、大変残念なことでありますが危機意識がなさ過ぎると思います。このままではしおさいの存続が大変危ぶまれます。まずは、園長も分かるように、稼働率を上げることであります。稼働率を上げるためには、今の入所基準、皆さん御存じのように特別養護老人ホームは、介護度3以上、大体そういうことであります。そこで、昔は、特養が入居希望者が多かったわけで、その介護度3を全員入れることはできない。だからそこに基準点を設けてさびわけをしてきたというところで今の入所基準点があるわけでありまして。ただし今しおさいは、空きベッドが今30床近くあるわけですね。だから、もう入りたいという方は、入れるべきであります。そのために今、入所基準点があるわけですから、これを下げることで、まずそれをしていただきたい。

そしてもう一つ、特例入所。介護度1、2であるけれども例えば家族に面倒見てもらえないとか、それから虐待を受けているとか、そういう特例入所というものがあります。そこはもうハードルを下げて、どんどん入所していただくというふうなことを実行すべきと思いますが、園長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 濱田三幸君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（濱田三幸君） お答えいたします。

まず、入所の基準点を下げることににつきましては、数年前に下げて以降、現在の運用になっておりますが、空床の多い現状ですので入所申込みの状況も見ながら検討、見直しを検討したいと思っております。

次に、特例入所につきましては、入所決定に当たり、健康推進課長へ意見照会を行い、適当との意見をいただいた後、入所を進めておりますので、今後も入所申込みがあれば、しおさいとしては受入れたいと考えています。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 今の園長答弁では、入所見込みの、申込みの状況を見ながら見直しも検討するとの答弁であります。このことは、先ほど言いましたように3月会議の予算決算常任委員会で指摘をさせていただいております。スピード感を持って対応していただくようお願いをいたしたいと思っております。

また特例入所の決定には、最終的には健康推進課長にあるわけですが、事実上は、しおさいにあるわけですので、このことも積極的に受入れをするようお願いを重ねてしておきたいと思っております。

このしおさいの入所が進め、受入れが進めば、当然待機者は減っていくわけでありまして。待機者に関しましては3月会議の答弁で、待機者は30人ほどおったけれどもそのうち病院とかほかの施設に入っていて、その方を除けば、実質待機者は10人ぐらいではないかというような答弁をされておりますが、そもそも、しおさいが受け入れなかったのが家に帰れない、そういう方々が病院に入っておられるわけですから、実質の待機者はもっとおられます。そのあたりもしおさいの受入れが進めば、例えばほかの施設、市内の施設、病院や介護施設で在宅でそこに入りたい人たちがそこに空きができれば入れるわけです。このことから、改めてしおさいの職員さん、公務員ですので清水市内の介護施設や医療を守り、しいては市民を守っていることを意識してもらいたいと思っております。園長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（作田喜秋君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 濱田三幸君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（濱田三幸君） 答えいたします。

職員に対する公務員としての意識づけにつきましては、総務課人事係においてもあらゆる研修を実施しております。特に入庁5年目までの職員には受講が必須の研修も設けて実施されているところです。

あわせて、しおさいが公立で運営されている意味につきましては、改めて現場の職員として強く意識しなければならないと考えますので、職員間でのそういった認識の共有はあらゆる機会を捉えて図ってまいります。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 公立の施設であるということ意識して取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、みとりについてお聞きいたします。

みとりにつきましては、昨年6月会議におきまして質問をしております。そのときの答弁では、このように言われております。今後より一層、施設でのみとりを望まれる利用者様や御家

族様が増えると思われます。さきに行われた整備がなぜ進んでいないのか精査し、しおさいにおいてもみとりケアが行えるよう準備したいと考えていますとのことでした。

あれから1年がたちました。精査結果と現状をお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 濱田三幸君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（濱田三幸君） お答えいたします。

平成25年度に医療機関の全面協力もいただき、みとりを実施した経過があります。その当時は初めての試みで、何もかも手探りの状態で御家族との連携など、大変苦労したと聞いております。

その当時の経験も踏まえ、昨年度には利用者様の中で延命治療を希望しない方も数名おられることから、まずその方から具体的に進めようと、同意書の作成を含め準備に取りかかり、係長以上の職員がみとりの研修にも参加しております。

また、具体的に嘱託医からのアドバイスもいただく中で、職員の精神的負担が大きいことや、利用者様と御家族が落ち着いて過ごせる環境についての課題も出てきておりました。

公立施設であるしおさいは、当然、みとりケアの実施を求められるものですので、まずは職員の研修、勉強会を行い、施設全体でみとりケアを実施するという共通認識、情報の共有など体制整備を進めるとともに、昨年度、土佐清水市在宅医療多職種連携協議会で、もしものためのために、土佐清水市版事前指示書を作成し、今年度から市民の皆様に広報していくこととなっておりますので、しおさいにおいても、この事前指示書を活用し、改めて利用者様と御家族、施設・病院を含めて話し合う機会を設けてまいります。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 前園長の畑山園長も、このみとりの研修を受けていただいたというふうに聞いております。このみとりにつきましては、やるのかやらないのかではなくて、もう特養として、公立の施設として当然整備をしておかなければならないものであります。大多数の職員さんはみとり導入に賛同していると思いますが、一部の職員さんが反対する意見があったように聞いております。そのため、みとりの導入を、ためらっているとしたら、組織としてのいをなしていないというふうに思います。園長の指導力に期待をしております。

続きまして、しおさいの修繕につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど皆様に写真で見ていただいたように、現在のしおさいは築30年たっております。毎年いろんな箇所にも不具合が出て、そのたびに最小限の修繕が繰り返されている状況であります。

財政難を理由に本格的な改修工事をしてこなかったツケが回ってきていると言えらると思いま

す。そろそろ改修の基本計画を立てる必要があると思いますが、園長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 濱田三幸君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（濱田三幸君） お答えいたします。

しおさいは、平成6年度に増改築工事がされ30年が経過いたしました。写真にもありましたように居室、入り口の扉、照明、サッシ・網戸、エアコン、ボイラーなどあらゆるところが老朽化により不具合が生じております。これまでは応急対策として、故障してから修繕している状況ですので、議員の言われるように計画的にメンテナンスも含めて機器更新もしなければならぬと考えております。今年度は修繕箇所のリスト化をするようにしております。

その全てを一度に修繕することは財政状況からも難しいと思いますが、優先順位をつけて計画的に予算化しなければなりませんので、施設の維持管理計画と申しますか、修繕計画のような基本計画は必要と考えます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 今ですね、改修の基本計画を立てるべきだと申しましたが、本来はもう新しく建て替える時期に来ていると思います。建て替えについて園長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 濱田三幸君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（濱田三幸君） お答えいたします。

先ほど修繕について答弁させていただいたとおり、施設の老朽化は著しく、今後修繕費の増加も容易に見込まれるところです。しおさいは土佐清水市にとって必要な施設と考えますので、中長期的な視点から改修や建て替えについても検討を始める時期になっていると感じております。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 本年、しおさい、昨年ですか、令和5年度は大変厳しい財務状況にしおさいはなっております。現在もこのままいくと大変厳しい年度末になるのではないかとというふうな予想はされております。そういうことを受けて、経営改善検討委員会なるものを本年度中に立ち上げるというふうなことは聞いております。

それではここでお聞きいたします。

以前ですね、しおさいの経営改善検討委員会というものが立ち上がりました。この委員会は、平成25年度に土佐清水市行革推進本部の中にしおさい管理運営検討部会が設置され、その中で民間の方を入れて、経営改善検討委員会を立ち上げ、検討をしてきたというふうに理解しております。

当然、これ検討したわけでありまして。多分6回ぐらい会議を重ねたというふうに聞いておりますが、何らかの報告書が出されたと思っておりますが、どのような内容であったのかを園長にお聞きしたいと思っております。

○議長（作田喜秋君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 濱田三幸君 自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（濱田三幸君） お答えいたします。

しおさい経営改善検討委員会は、平成21年度から毎年度、基金の取崩しを余儀なくされてきたことから、平成25年度に立ち上げられ、平成26年度末に一定の方向性を示すため、全6回の会議を開催し、平成26年12月に報告書が出されています。その内容は、経営を圧迫している最大の要因は高い人件費であり、人件費削減という最大の課題を解決できない限り、独立採算での経営は不可能で、市民の税金を投入するか、民営化しかないとの結論となっております。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君 発言席）

○8番（吉村政朗君） この検討委員会を立ち上げる原因となったのは、もともと、今園長言われたようにしおさいというのは基金があったわけです。多分3億円とか4億円とかいう金額があったと思っておりますが、毎年、それを切り崩してきたと。このままいけば、平成28年かそこから平成29年度ぐらいには枯渇してしまうというのがシミュレーションで出たわけでありまして、慌てて、委員会で検討したと。その結果として、人件費が高いということが大きな理由で、このままでは、税金を投入するのか、民営化するしかない、言うたら答申が出たわけです。その後2年間は一応動きがなくて、平成28年1月、今度は、しおさいの運営検討委員会、先ほどは改善というところありまして、今回は運営検討委員会なるものを2回。改善委員会は6回ですけども、この検討委員会は2回開催されておまして、同年1月20日、市長に報告書を提出しております。その報告書の内容は、しおさいは民間移譲が妥当であるとの結論を出しております。民間移譲ということは、今の施設をもう差し上げるから、もうお任せしますから経営してくださいねということだったのではないかなと思っております。

それを踏まえてのことであつたと思っておりますが、平成29年度、今度は、しおさいの職員の給料を落とすことに手をつけたわけでありまして。平成29年度から3か年、3年間かけて行政職

給料表、ⅠをⅡに落としたわけです。昔でいう一般行政職から現業に落としたわけでありまして。そのときの給料3か年に分けて、大体2,000万円ぐらい落ちてきたんじゃないかなという記憶をしておりますが、その後は人件費を削減し今日に至っているわけでありまして。

この改善委員会と検討委員会の二つの検討委員会の答申というか問題点としては、三つ指摘されてきております。まず、しおさいは人件費が歳出の8割を超えていると。だから人件費が高過ぎると。民間が大体65%ぐらいだと思います。2番目に入所者の高齢化、重症化により体調不良での入院が多く、歳入の減収を招いている。つまり、介護度3で入っても、あそこで生活をしている間に、介護度が上がって行って体調不良になります。すると入院するわけでありまして。入院するとその間は、言うたら収入は入ってきません、園に。だから赤字になりますよ、収入減になりますよということを言っていることだろうと思います。三つ目が、10年前の答申でありますけど築20年を経過しており、老朽化による修繕費が増加していると。この以上三つが経営悪化の原因とし、特に人件費が経営を圧迫しているとのことでありましたが、これは先ほど述べましたように、既に今は人件費は削減をされております。

確かにしおさい職員は、公務員でありますので、民間の施設で働いている方よりも給料は高いと思いますが、このことは、しおさい開設していたときから分かったことであり、採用試験を受けて、公務員として入職したわけでありましてから、今さら、あなた方の給料が高いから経費を圧迫していると言われても、職員さん、僕は納得できないと思います。

そもそもこのエッセンシャルワーカーの報酬が低過ぎるわけです。民間の給料が低過ぎるわけでありまして。それを最近上げてきているわけですよ。だから、しおさいの職員の給料が高いんではなくて、民間が安いわけです。それが原因で、現在、全国的に介護職不足が社会問題化しているというわけでありまして。

そもそもはエッセンシャルワーカーって皆さん御存じのように、緊急事態宣言が出たときであつても事業の継続をしなくてはならない、例えば病院であるとか介護施設であるとか、物流、そういうものは国民の生活を支える仕事であるということで、エッセンシャルワーカーと言われますけれども、そういう人たちの給料が安いわけでありまして。しおさいの職員が高いという概念ではないんだろうと思います。

それと先ほど言いました、入所者の高齢化による歳入の減少です。これは当然特別養護老人ホームですから、立ち位置から考えれば当たり前のことであります。それはもう建てるときから分かっていたことです。

そして、三つ目の老朽化による修繕費の増加に関しても、これが経営の悪化の一つであるというような指摘ではありますが、建物は、必ずそうなるわけでありまして。しおさいだけが老朽化が進むわけでありませぬので、それを経営の悪化の原因とするのは、大きな間違いではないか

なというふうに私は思っています。

そこで、お聞きいたします。

本年度内にしおさいの運営に係る検討委員会を3度目、再々度立ち上げる予定だとのことですが、どのような目的の委員会になるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 濱田三幸君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（濱田三幸君） お答えいたします。

さきの検討委員会の報告を受け、人件費抑制の取組をしまいましたが、依然として一般会計から繰入れを行わなければならない状況ですので、少しでも改善すべく、また、施設の維持管理も含め、庁内の歴代しおさい勤務経験者を中心に、今後も持続可能な施設経営を実現するためのありとあらゆる手段について検討したいと考えています。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 園長、ありがとうございます。しおさいは、市長部局でありますので経営責任を、園長や管理職、市長にあるというふうに思います。それでありながら、赤字経営の責任があたかも介護職員にあるかのように、介護職員の給料だけを下げ、労働環境の改善にも一切手をつけることなく、必要な修繕も行ってこなかった、その結果が最初に見せましたこの写真のようなありさまであります。

その結果、当然職員の早期退職や、現在も職員の募集をかけておりますが、応募者がいない、負の連鎖につながってきているのではないかというふうに思います。

そのようなことを踏まえて、園長、次の経営検討委員会で議論をしていただきたい。今言ったことを踏まえてぜひそういう委員会にしていっていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それではここで市長にお聞きいたします。

今までのるる園長とのやり取りをお聞きになったと思いますが、市長として、これからしおさいの運営についての御所見をお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

令和5年度の決算を見ましたら、これまでにない危機的な状況と認識をしております。このことから、園長には早急に歳入確保に向け、空床を埋めるべく対策を強力に進めるように指示しているところです。

議員の言われるように、公立である以上、民間と比べれば依然として人件費の比率が高くなるのは仕方がないことも認識をしております。当然赤字経営になることは想定して覚悟を持って運営をしているところですが、令和5年度のような状況はあってはなりませんので、気を引き締めて運営しなければなりません。

その上で、本年度立ち上げる検討委員会では、しおさいだけの問題と捉えず、園長の答弁にもありましたが、ありとあらゆる手段について、全庁体制で危機感を持って知恵を出し合うよう指示いたします。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 大変力強い答弁をいただきました。

10年前に、この検討委員会で議論していたときと今では、介護現場を取り巻く状況が全く違ってきております。これからは先ほど市長の答弁にもありましたように、公立の施設として、覚悟を持って運営していくことが重要であると考えます。当然今から、高齢者はちょっとずつであります減ってまいります。そうすると、今定数が90人になっておりますけど、いずれ80人になり、70人になる。この定数が減っていくと収入が減っていくわけです。非常に割合が悪くなりますということは、必ず特別養護老人ホームは定数が減っていくと赤字になってまいります。これを赤字と考えるのか、それとも高齢者福祉のコストだと考えるのかで大きく違ってまいります。先ほど市長が答弁で言われたように、全庁体制でですね、これを守っていくというふうをお願いをしておきたいと思っております。

続きまして、しおさいの建て替えについてお聞きいたします。

市長も御案内のように先ほど来何度も申しておりますが、しおさいは老朽化がかなりひどい状況であります。当然もう新しく建て替えをするべきと考えますが、市長の見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

しおさいは築30年経過いたしました。それでも現状は清潔にきれいに使われているという認識ですが、老朽化しているのは紛れもない事実で、毎年修繕が必要ですし、本年度から入所定数も減少改定しておりますので、そのことから無駄に広く維持管理も含め効率がよろしくない状態だと考えます。

また、感染症対策など有事の際を考えましても、居室の個室化は時代の流れとともに考えな

ければなりません。

いずれにしましても、高齢化の著しい土佐清水市において、市民の安心という面でも、しおさいは必要であると考えております。将来を見据え、建て替えについても検討しなければならないと考えます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 市長は、先ほども写真でこれ御案内させていただいたように、これが、公立の施設かと僕は思います。これがもし小学校、中学校であれば、こういう状況になっていないと思いますよ。このカーテンが破けて、戸も閉まらない。しかも感染症がはやっているときに対策も取れない。それが遠因かどうか分かりませんが亡くなっておられますよね、感染症で。これを、今まで見て見ぬふりをしてきたと、それはもう議会もそうであります。執行部もそうであります。この今議場におられる方で、しおさいに行かれたことがありますかということであります。僕はこれ先週行ってきましたけど、本当にびっくりしました。それで先ほどのカーテンのにこだわりますけれども、あれが小学校であのカーテンやったら、当然そうなりません。そういう状態では置きません。それはなぜかという、あそこに外部から目が入らないわけであります。学校がああいうふうな、しおさいのような状況であれば、参観日で必ず保護者の目に触れます。そうですね、イベントがあれば触れます。だから直しますよね。しおさいは外の目が入りません。特に今、感染症で面会も制限されている状況ですので、当然執行部の方も入りたくても入れなかったわけであります。それにいたしまして、以前から、こういう状況が続いているわけであります。利用者が声を出さないから直してこなかった。これが僕は現状だと思えます。介護度3以上で寝たきりの方もいっぱいおられます。その方々が声を上げられないわけであります。これを、財政が厳しいから、この戸を直さないという理屈には僕はならない、そういうふうに思っております。

先ほども言いましたように、しおさいの赤字と、建て替えは、別に考えることだというふうに思っております。赤字を最小限にとどめる努力はしながらも、赤字経営になることは、土佐清水市の高齢者を支える福祉的成本と考えるべきであるというふうに思っています。

この介護という仕事が働く職員の精神的な、肉体的な安定がなければ、利用者に対して質のいいケアはできません。赤字を理由に、いつ民営されるのか心配しながら、職員は働いているわけであります。職員の気持ちになって見ていただきたいと思えます。

その職場の環境の改善という側面からも、建て替えは待ったなしなんではないだろうかと思います。ぜひ市長も、しおさいに行っていただきたいと思えます。職員さんがどういう部屋で

仮眠を取りながら、どういう部屋で休憩をしているのか。先ほど言いましたように、4人部屋がどういう状態で、戸も閉まらない。僕は園長に言いました。何で直さないのと。そしたら、園長はこう言われました。議員、まず命を守ることが大切ですので、エアコンを毎年修繕しますと。そっちに優先順位を持っていってますという答弁です。大変僕は悲惨な状況だと思います。そこを直さないから、そこを直すからお金がないから、感染症対策もできないようなドアも閉めれないような、お風呂で座ったところの前がガムテープで直してるような、これは、あってはならないことです。いうふうに思います。もうお金がないとか、いう話ではない、そのように思います。

最後に、これもう時間も大分なくなりましたので、最後に、市長をはじめ執行部全員に、いけば議員各位にも質問をしたいと思います。答弁は要りません。このしおさいに自分が介護状態になったときに入りますか。このことを私も、自問自答しながら、この質問は終わりたいと思います。園長、ありがとうございました。

それで続きまして、集楽活動センター下川口家についてお聞きいたします。企画財政課長にお聞きします。

この集落活動センター、実は、議会報告会で私と作田議長と新谷議員、4班でありまして、下川口家で議会報告会をやらせていただきました。

集落活動センターは、尾崎県政2期目の公約として始まった事業で、主に中山間地域で暮らす住民が主体となり、暮らす上、それぞれの課題やニーズに取り組む仕組みとして、2012年にスタートいたしました。

現在は、高知県下で66か所が開設しており、本市も、下川口地区において集楽活動センター下川口家として2017年の8月に設立され、今では下川口地区はもとより、本市にとって大変重要な事業となっていると思っております。

この下川口家は、地産地消や地産外商、さらには移住促進など中山間地域の活性化に取り組んできております。一方では、担い手の固定化、高齢化、人手不足等深刻な問題を抱えていると認識もしております。

担当課長として、下川口家の現状をどのように捉えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

下川口家につきましては、本市で初めて設立をされ、また、本市唯一の集落活動センターとして、直販所の運営のみならず、特産品の開発、地域イベントの開催、地域住民の交流の場と

なるなど、地域コミュニティーの拠点としても大きく貢献していただいている組織であるというふうに認識をしております。

下川口家につきましては、設立から7年、直販所の開設からは5年が経過をしております、この間、新たな特産品や加工品づくりに取り組むなど、少しずつ収益も増加しておりますが、携わる方々に対し、相応な人件費を支払えるほどの収益には至っておりません。また、高齢化による担い手不足や、近年のコロナの影響なども考慮すると、今後も運営を継続していくには、人的な面においても厳しい状況にあると感じておりますので、下川口家の自立に向け、まだまだ経済的にも人的にも行政支援が必要であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） この下川口家に限らず、この集落活動センター、3年、4年目から自立をするというような方向性で運営をされているようでありますが、これはもう社会的インフラであるというような考え方に立つべきではないかというふうに思います。当然まだまだ行政支援が必要でありますので、引き続き下川口家と連携を取って、進めていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。我々行った3人も、現状をお聞きしていろいろ課長のほうにも、要望も上げてきているようでありますし、課長のほうもその辺はもう全部分かっておられるようでありますので、引き続き連携を取っていただきたいというふうにお願いいたします。課長、ありがとうございます。

続きまして、選挙管理委員会事務局長にお聞きしたいと思います。

昨年の、これも12月会議の一般質問で期日前投票の場所について取り上げさせていただきました。今までの場所は、皆さん御案内のように大変狭く、窓もなくて、あそこに投票に行った市民の方が、後ろからも見られるし非常に圧迫感があるということで、いろんな御意見を賜ってございました。この庁舎内の別の場所に、次の選挙あたりから場所を変えて設置してはどうかというふうに提案をさせていただいておりました。

その後、課長、どのような検討をされたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 東 直能君自席）

○選挙管理委員会事務局長（東 直能君） お答えいたします。

期日前投票の場所変更については、昨年10月の市長・市議会議員補欠選挙時に投票にお越しいただいた方々を大変お待たせするような状況も発生し、かつ出入口が狭い上に回り込んで

入場する構造であり、入場してからも狭く、混雑するなど、使い勝手がよくないことは十分認識しておりましたので、これを改善する方向で、庁舎内の空きスペースを含め、検討を重ねてまいりました。

例えば、まちづくり対策課まちづくり係前の健康推進課が所管する子育て相談室の期間借用も検討・協議いたしましたが、選挙の種類によっては長期間の占有を行うため、本来の使用目的に支障が発生することが懸念されるため断念いたしました。

また、ほかには、選挙管理委員会事務局の廊下を挟んだ向かい側のスペース、福祉事務所と税務課の間にあるスペースを改修して、期日前投票所に改修する検討も行いましたが、整備に係る費用面等で折り合いをつけることが難しいため、断念した経過もございます。

そこで、ほかの自治体において実施されているショッピングモール内などに、仮設の期日前投票所を設置、運用している事例に着目し、実際に設置されている高知市や岡山市に連絡を取り、運用の実態等についても聴取等を行い、具体的な運用について研究を行ってまいりました。

その結果、まだ確定ではございませんが、玄関ロビーの入って右側のスペースに専用のアルミ製のパーティション等を用いた仮設の期日前投票所を設置する計画を立てており、今後の選挙において実際に運用したいと考えております。

この仮設投票所の計画では、入り口と出口を完全に分離して、選挙人の方の動線を一方通行にすることで、出入口での渋滞を緩和するとともに、現行の期日前投票所の抱える課題である閉鎖的な空間による圧迫感も軽減できるのではないかと考える次第です。

また、庁舎玄関ロビーに設置するため、歩行移動距離と時間の短縮につきなり、投票される方の負担軽減も図れるものと考えております。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 課長、既にもう計画を立てているとのことで大変ありがたいスピード感のある対応だなと思っております。今言われたようにイオンのああいう例をということではありますが、大変あれだと開放感があって、圧迫感もなくてやりやすい、行きやすいんじゃないかなど。投票率を上げるためにも、期日前投票を積極的に活用していくべきだと思います。できれば、次の選挙、次、何があるか分かりませんが、予想としては衆議院があるのかなとは思いますが、それに間に合うように、ぜひ進めていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

少し早いですが、以上をもちまして一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

午後 2時02分 休 憩

午後 2時12分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 皆さん、こんにちは。新風会、弘田 条でございます。今回も一般質問、頑張って質問してまいります。市長はじめ執行部の皆さんの御答弁、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最初にですけれども、ちょっと近況をお話しさせていただきたいと思ひます。

先日、孫と市民体育館周辺を訪れ、遊具のある公園で遊ばさせていただきました。私にとってはかわいい孫も大変喜んでいました。また周辺も、ドッグランの整備であったり、市民体育館の屋根も整備が済み、大変きれいになっておりました。テニス場も、3番、4番コートのおムニコートも張り替えられておまして、市民体育館の周辺一帯が、大変きれいになっておりました。この間の整備をしていただきました、市に感謝申し上げます。

今回は、総合公園テニス場夜間照明LED化についてと、教員住宅と旧教員住宅について、そして野良猫不妊手術等推進についての3点をお聞きしますので、よろしくお願ひいたします。

早速、質問に入ります。1点目の総合公園テニス場夜間照明LED化についてであります、最初にまちづくり対策課長にお聞きをします。施設の概要についてでございますけれども、よさこい国体後に総合公園が整備をされました。最初は4面から始まりまして、その2面が整備され、併せて夜間照明設備も整備されました。まちづくり対策課長に整備の概要についてお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

現在、総合公園内にあるテニス場は市民体育館の北側に1番コートから6番コートまで6面を整備しております。このうち3番から6番コートの4面は、平成17年度に完成し、1番、2番コートの2面は平成22年度に完成しております。

夜間照明については、1番、2番コートは平成21年度に設置しており、電柱9本で1キロワットの電灯を合計で16灯設置しております。3番から6番コートは平成16年度に設置しており、電柱6本で1キロワットの電灯を合計40灯設置しております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） まちづくり対策課長、ありがとうございました。

また16灯と40灯で計56灯ということになりますが、かなり電気を食っているなということが分かりました。ありがとうございました。

それでは、次に生涯学習課長にお聞きをします。

夜間の利用についてでございますけれども、最初に、利用クラブ数でございますが、総合型地域スポーツクラブに移行してからも、テニスの利用者も多くて、テニス場利用の調整も大変だったことを思い出します。生涯学習課長に利用クラブ数についてお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

現在、夜間活動しているクラブにつきましては、スカイテニスクラブ・清水SC・ベイシックテニスクラブ・清水キッズテニスクラブ・中学校の地域移行クラブとして活動しているFSSテニスクラブ・足摺軟式テニスクラブなど全部で6クラブです。

クラブには所属していませんが、一般の方々も時々テニス場を利用している状況です。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） ありがとうございます。多くのクラブが利用していることが分かりました。

次に、利用者の登録数でございますけれども、クラブの登録数についてですね。登録数について、生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（作田喜秋君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

令和6年6月1日現在の登録数ですが、スカイテニスクラブ20人、清水SC10人、ベイシックテニスクラブ19人、清水キッズテニスクラブ6人、FSSテニスクラブ12人、足摺軟式テニスクラブ11人で、6クラブ合計で78人です。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

(5番 弘田 条君発言席)

○5番(弘田 条君) 西原課長も含めてやっているようでして、たくさんの方が、利用していただいて健康推進にも役に立っていると思ってまして大変ありがたいことだと思います。

次に、過去5年間の利用者と、月平均の利用者数について、生涯学習課長にお聞きします。

○議長(作田喜秋君) 生涯学習課長。

(生涯学習課長 西原貴樹君自席)

○生涯学習課長(西原貴樹君) お答えします。

利用者数につきましては、昼間の利用者数を含んだ数字になりますが、令和元年度延べ7,675人、令和2年度延べ6,641人、令和3年度延べ6,603人、令和4年度延べ5,891人、令和5年度延べ5,321人、合計で延べ3万2,131人となります。

スクラムに確認したところ、9割以上が夜間利用しているとのことですので、5年間で約2万9,000人以上が夜間テニス場を利用し、月平均では約480人以上が利用していることとなります。

以上です。

○議長(作田喜秋君) 5番、弘田 条君。

(5番 弘田 条君発言席)

○5番(弘田 条君) テニスコートはそんなに一遍に何人も使えませんが、ほかの方が利用するいうたらかなり混雑して、順番待ちもいるのかなと思って大変ね、利用されているというふうに、今の答弁で感じました。

次に、電気料についてお伺いします。

現在の電気料についてはいかがでしょうか、生涯学習課長にお聞きします。

○議長(作田喜秋君) 生涯学習課長。

(生涯学習課長 西原貴樹君自席)

○生涯学習課長(西原貴樹君) お答えします。

年間の電気料金につきましては、あくまでも試算となりますが、先ほどまちづくり対策課長が答弁しましたように、テニス場には1キロワットの照明器具が56灯設置されており、照明を夜の6時から9時までの3時間、天候等を考慮して、年間250日間利用したと仮定して、料金単価は1キロワットアワー27円48銭で積算すると、56灯掛ける3時間掛ける250日間掛ける27円48銭で、年間電気料金は115万4,160円となります。

また、四国電力に確認したところ、テニス場の1か月あたりの基本料金は1キロワット当たり1,665円、契約電力が56キロワット、力率85%で積算すると、1,665円掛ける56キロワット掛ける85%で、1か月の基本料金は7万9,254円で、年間では95万1,

048円となります。

このことから、テニスコートの年間電気料金は、合計で約210万円以上となります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） ありがとうございます。調べていただきまして、ありがとうございます。

今の、生涯学習課長の答弁やったらテニスコートだけで210万円かかりようということになっていると思いました。

ちょっと長くなりますけども、テニスコートの電気料金は、市民体育館の電気料の中に含まれておりまして、市民体育館の年間の電気料が聞きますと742万円とお聞きしております。その中で、テニスコート場の電気料金が生涯学習課長の試算としまして211万円という答弁がありました。市民体育館からの電気室からテニス場までの配線に電気代が分かるメーターがあれば、确实電気使用料が分かりますが、今の生涯学習課長の答弁も実際の使用料に近い試算だと私は思いました。

これからは、夜間照明施設LED化についてのお願いです。

これまでも何度か説明をしてきたと思いますが、現在は水銀灯ですから、LEDに変更した場合は電気使用料が格段に安くなります。先日ネットで調べてみましたが、技術の進化でもありまして、メーカーではですね、1キロワット、1,000ワットの明るさが出る機材がですね、今では、200ワット、同じ1キロワットでも200ワットまで、5分の1で明るい機材がありました。私も技術の進化にびっくりしたものです。

これからすると、先ほどのテニスコートの電気代が5分の1に削減され、生涯学習課長の試算が211万円ですから、これは、42万2,000円まで削減されまして、168万円まで、削減になるという試算になってきます。

次に、LED化されますとスイッチをつけた瞬間に100%の明るさとなります。水銀灯ですと、一遍スイッチをつけるとやっぱり五、六分はかかって、ということもあります。

それから、利用者から聞いたんですけれども、ここのテニスコートの照明は一旦停電になりますと水銀灯はもともと復帰するまでに5分から10分はかかるんですけども、ここの水銀灯は、30分ぐらい電気をつかなくなるということです。それで夜の9時までしか使えませんので、8時半に停電になったらもうその後は使えんというのが一番困るというふうなことも言われてました。

また以前の浦尻の運動公園で夜間照明をやったんですけども、このときも、老朽化が進みま

して、電球切れや安定器の交換などで修繕費が毎年30万円ほどかかっていましたが不要になりました。また、高圧の電気室も不要になったこともありまして、年間130万円程度の支出削減につながった事例もありました。

地球温暖化防止についても、施設の省エネが大切だと考えております。光熱水費の削減や、利用者が利用しやすい施設、施設の維持管理を含め、ぜひLED化になるよう市長に要望をしたいと思っております。

次に、市長の所見についてお伺いしますが、市長は、私と同じ高知工業電気科卒業でありまして、電気には大変詳しいと思います。生涯学習課との私のやり取りもよく理解できたものだと思っています。ぜひ、夜間照明、LED化をお願いをしたいと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

弘田議員のように、もうちょっと僕も勉強しとったらよかったかなと今、改めて思ったところですが、地球温暖化対策の一環としてLED化は避けては通れないと思っております。

そして、電気料の安さ、寿命の長さ、虫のつきにくさとか、つけてすぐ明るくなる等々を考えるともうLEDが最適なのは分かっております。

ただ、今の水銀灯が停電になった時に30分くらい明るくならないと、それも分かっています。ただ、めったに停電がないときに、今、1機の照明の金額が交換したらどれくらいかかるかな、四、五千万円かかるとして、全部換えたときに、それが年にでえ、月にですか、100万円くらいの電気代、年にやったですかね（発言する者あり）、年に100万円ぐらいの電気代の削減で10年、LEDの電球は大体10年、中には7年くらいで切れるやつもあります。これがまた切れた時は球が高い。そういうことを考えると、ちょっとどうかなと思うところなんです。今のついている水銀灯の使用年数とか、そういうこともちょっとまだ見ておりませんので、そこあたりもちょっと見て、なるべく二酸化炭素を出さずに地球に優しい照明に換えていきたいと思っておりますので、また検討したい思います。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） さすが電気に詳しい市長でありまして、原稿を見ずにそのまま答えてもらいました。言うとおりでして、確かにね、いろいろなことをチェックしながら、また工事費もかかりますし、そして寿命であったり、いろいろなことも考えていただいて、検討してい

ただきたいと思えますけども、いろいろとメリットもたくさんありますのでぜひ、それとやっぱり利用者の声が、やはりたくさんスポーツをしているテニスしてる方が、ぜひそういった熱い要望もありましたので、その方にも相談を受けて質問させていただきますので、ぜひ、御検討をお願いしましてこの分については終わりにさせていただきます。

次に、教員住宅と旧教員住宅ということで、最初に、まず教員住宅は、教育委員会の管理する住宅、そして旧教員住宅は一般財産で総務課が管理するということを説明申し上げてから質問に入りたいと思えます。

最近私の家の近くの所有者不明の空き家の倉庫が、宿毛の地震がありまして、震度6のときに、その後、地震から3日たって、倒壊しました。その空き家の下には、日頃から利用する道がありまして、その道を、五、六メートルぐらい、倒壊した部分が覆いまして通行できない状態にもなっていました。地区の役員などで、2日間かけて撤去しまして、撤去もできましたけども、そのときに、通行人もおらず事故にもならずよかったですと思えます。

また、先日つい最近の6月9日の日曜日には、強風が吹きまして、三崎浦の忠魂墓地近くで、これが国道じゃなくて、それから海岸のほうで真ん中に旧道がある、細い道があります、そこで、30メートルぐらい入ったところの家が、これがもうかなり古い建物でして、これも風が吹いたことによりまして、窓とか壁が崩れまして、これも道を塞いでしまいました。情報聞いて現場に行ってみますと、所有者の方が片づけしていましたので、私も一緒になって2人で片づけまして自動車が通行できる程度までは回復をしたところですけども、こういった空き家が、まだたくさんあるのでないかと思っております。

以前に、今の三崎小学校の近くの三崎水道の近くに、これも教員住宅がありましたけども、これを解体していただきました。この場所が、見通しの悪い三差路でありましたので、この解体をしたことで大変よくなりまして安心して通行できるようになりました。また、ある旧教員住宅ではトイレの蓋が壊れたり、臭気抜きのパイプが壊れたり、いうことで近所の住宅の皆さんに迷惑をかけたこともありました。今後はさらに、古くなると近くの住宅に飛散物が飛んだり、危ない状態も続くのではないかと思っております。

教員住宅につきましては以前から、話題にもなっていましたが、この教員住宅の状態について、少し質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、これは教育委員会ですけども、こども未来課長に、教員住宅の現状についてお聞きしたいと思えます。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 田村五鈴君自席）

○こども未来課長（田村五鈴君） お答えいたします。

現在、教育委員会が管理する教員住宅は、5戸あり、その内訳として下川口に3戸、中浜に2戸ございます。下川口3戸については、現在も入居中であり、中浜にある2戸については、昭和51年建築の木造平家建て住宅で建築から48年が経過しており老朽化が激しく、入居対象としておりません。

予算の関係もございますが、老朽化が激しい住宅につきましては、今後、解体に向けて取組を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 中浜のがですけども、ぜひ、今の課長の答弁のとおり、ぜひ御検討をお願いをしたいと思っております。

次に、総務課長にお聞きします。

教育委員会で管理されている教員住宅については分かりました。続いてももとは教員住宅として建てられて使用されていた教員住宅でも実際に教員住宅として使用されなくなったり、老朽した物件等は総務課管理の普通財産で分類されているものであるかと思えます。そうした旧教員住宅のあったもので、普通財産として総務課において管理している物件がどのぐらいあるか、総務課長にお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

現在総務課が管理する普通財産のうち、旧教員住宅に関する物件は、旧三崎中学校の教員住宅が4戸、そのうち1戸は賃貸借契約にて貸付けを行っているもので、残り3戸は空き家となっています。ほかには、旧足摺岬中学校、旧清水中学校、旧貝ノ川小学校の旧教員住宅がそれぞれ1戸ずつの計3戸あり、そのうち旧貝ノ川小学校の1戸を貸し付けしており、残り2戸は空き家となっております。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 今の総務課長の話では普通財産の旧教員住宅は市内7戸ありまして、そのうち貸付けを行っているところは旧三崎中学校と旧貝ノ川小学校の教員住宅2戸とのことで、残り5戸は空き家ということですが、これについては間違いございませんか。はい。

間違いないということですので、続けて質問をいたします。

これらの旧教員住宅は、建てられてから相当の年数が経過をしております、状態については老朽化により使用に耐えれないような物件もあろうかと思えます。私は実際、三崎地区でお聞きした話では、台風等の強風により旧教員住宅から被災したものがあつたとも聞いております。

このような古い住宅を、解体撤去するための補助制度が危機管理課所管でも運営されております、防災意識の高まりとともに、ここ数年大変な数の相談や申込みがあると聞いております。

これは地震発生時に避難の妨げとなる可能性もある倒壊の危険もあるおそれのある建物が対象かと思えますが、相談や申込みをされている方の多くは、何も地震による倒壊ばかりでなく、老朽化住宅の強風等の壁や瓦等の飛散により周辺へ迷惑をかけるということを懸念されていることを、頭を悩ませている方も多いのではないかと考えております。

さて、話を教員住宅に戻しますが、そのような周辺への迷惑があるかもしれない状態の旧教員住宅があるのではないかとと思えますが、市としてどのように認識されているか、総務課長にお尋ねいたします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、総務課管理の旧教員住宅は古いもので築60年が経過しており、いずれも築年数が数十年を超えるものであり、老朽化した物件ばかりであります。

そのため、過去においては、下ノ加江小学校や旧清水中学校の旧教員住宅の解体撤去を行っており、直近では令和2年度に旧三崎中学校の教員住宅を1戸解体撤去しております。

そのほか、現存する教員住宅に関しても今後使用する予定もなく、年数を経ることでより老朽化し、近隣や周囲の方々に御迷惑が及ぶ可能性も出てくると思われまますので、解体撤去を行ってまいりたいと考えておりますが、何分にも費用がかかりますゆえ、一挙に実施することは困難でありますので、建物の状態を確認しながら、来年度以降、危険度が高いと判断された物件から優先的に解体撤去を行うよう計画しておりますので、その点何とぞ御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 総務課長の言うとおりでありますのでぜひ、進めてもらいたいと思いますし、

特に、やっぱり本当に住宅と、もう家がひつついたようなところもありまして、そんなところが一番怖いかなと思ってますから、ぜひ、そういったところも、今度の検討ではあると思いますけども、ぜひそういったことを優先して、本当に近くの方に迷惑をかけない、そういったことをやっぱり一番、一番大事にして考えていただきたいと思います。

最後に市長にお伺いしますが、もうストレートに市長には聞きますけども、総務課長の言うとおり、来年以降解体を検討してほしいと思いますが、市長からの答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

現在市では数多くの市有財産の物件を保有しており、平成29年に策定し、令和5年度に改定した土佐清水市公共施設等総合管理計画の統計データによりますと、市有の公共建築物は222施設、416棟あり、木造、非木造を問わず、築数十年が経過しているものも少なくありません。また、使用用途そのものがなくなったり、使用に適さなくなった等の理由で使用されていない物件も多数存在いたしております。

ふだんほとんど使用されることのない建物は、傷みの進行も早く、老朽化がますます進むこととなります。そのような建物は、速やかに解体・撤去を実施し、更地に戻して、その利活用を図るのがベストであることは重々私も認識しております。今後、高い確率でその発生が想定される南海トラフ地震の際の倒壊の危険性にも十分留意し、建物の解体・撤去にも取り組む必要性も認識しております。

また、台風等の強風による建築部材の飛散により、近隣や周辺住民の方々へ与える損害リスクも考慮していかなければならない課題があることは、十分分かっております。

実際、つい先日も市街地の市有施設から壁材等が剥離し、近隣に落下いたしました事案が発生して、部材の飛散防止として、金網のメッシュにて該当箇所を覆う対策を施したばかりです。

そのため、私としてもさきの両課長の答弁の趣旨のとおり、計画的に利活用の見込みのない教員住宅及び旧教員住宅は、今後計画的に解体・撤去を行ってまいりたいと考えておりますが、管理する物件が教員住宅以外にも多数ありまして、財政的な制約もありますことから、即座に全てを解体・撤去とは参りませんが、緊急性の度合いも考慮しつつ対応してまいりたいと考えております。

また、教員住宅のうち、建築部材の飛散等の危険性がある物件については、必要に応じて飛散防止対策の保全措置も行う必要もあるかと考えておりますので、市の対応につきまして、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

そして、弘田議員がおっしゃられた三崎の中の道のちょっと傾いた家、あれも私一度見まして、分かっておりますので、十分に検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 市長の丁寧な答弁ありがとうございました。もちろん市長も、もう必要性は十分感じているということで、教員住宅、旧教員住宅だけでなくほかにもたくさんあるということで、僕も、全て教員住宅優先ということではありませんので、ぜひそういったトータルで、そういう危険度の高いところであったり、そういったところを、やっぱりチェックしていく。もちろん財政の関係もありますからできませんけど、ぜひ、今の市長の答弁のとおりだと思っておりますから、ぜひ今後もそういったことで進めてもらいたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。市長、ありがとうございました。

最後に、市民課長にお聞きをしたいと思えます。野良猫の不妊手術等推進についてであります。

令和元年11月10日の高知新聞に掲載されておりました野良猫不妊初年度に521匹、土佐清水市の活動県内模範にという見出しが出ておりました。

内容を抜粋して紹介しますと、野良猫の繁栄を防ぐ活動TNRに土佐清水市と住民有志らが1月から10月にかけて、計521匹に不妊手術を実施し、1年目を終えた。費用を助成した県は県内ではモデルケースと評価し、他自治体への広がり期待。とまだ続きますが、土佐清水市の取組が評価された記事でありました。

今年度予算から、市民課の当初予算に土佐清水市野良猫不妊手術等推進事業補助金として130万円を予算化されています。

最近では、のらねこプロジェクト土佐清水市猫とおばちゃんの組織の活動を行い、取り組んでいただいています。この代表は、私と同じ三崎中学校卒業生の同級生で女性の方ですけども、斧積にも、再々来ていただきまして、最初は、籠の中に餌を入れて猫を捕獲をしたんですけども、このときには、8匹入って処置ができた、対処ができたということでした。その後も、何度か来て、私も地区内を調査して聞き取りも行いながら取り組んでいただき成果が上がってきております。これからも、引き続き取組をお願いをしたいと考えています。

このことについて、市民課長に、質問してまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。まず、制度はいつからかということで、まず市民課長にお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

(市民課長 畑山正王君自席)

○市民課長(畑山正王君) お答えいたします。

平成26年度に県福祉保健所へ持ち込まれる授乳期の子猫の繁殖削減を目的に、高知県が都道府県では初めて猫不妊手術助成、上限10,000円のクーポン助成ではございますが、これを始めております。

土佐清水市内では、土佐清水市のTNRを推進する会、現在はのらねこゼロプロジェクト土佐清水市猫とおばちゃんという名前に改名しておりますが、この民間組織が、平成30年度からさきに述べました高知県の助成及び組織の自己負担金でTNR活動を行っております。

なお、令和元年から土佐清水市がこの民間組織の活動に対して共催、支援しております。

以上でございます。

○議長(作田喜秋君) 5番、弘田 条君。

(5番 弘田 条君発言席)

○5番(弘田 条君) 課長、ありがとうございます。

続きまして次の質問ですけれども、この制度の内容と、これまでの実績について、市民課長にお聞きいたします。

○議長(作田喜秋君) 市民課長。

(市民課長 畑山正王君自席)

○市民課長(畑山正王君) お答えいたします。

高知県の補助事業名は、高知県飼い主のいない猫不妊手術等推進事業であります。動物愛護及び管理に関する法律及び高知県動物の愛護及び管理に関する条例の動物愛護の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の不妊手術等の費用の一部を負担することにより、地域の生活環境悪化の要因となっている飼い主のいない猫の繁殖を抑制することで、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすとともに、動物の愛護及び管理について理解を深め、公衆衛生の向上並びに社会生活の安定に寄与することを目的としております。

補助内容については、予算の範囲内で雌10,000円、雄5,000円の不妊手術等の費用補助となっております。

土佐清水市では、さきに述べました高知県の補助事業で、補助対象にならなかった計画数や交付決定後の減額に対する補填及び猫の捕獲器購入について補助する土佐清水市野良猫不妊手術等推進事業補助金を令和6年度に新設し、当初予算額130万円を計上しております。

実績につきまして、御紹介いたします。令和5年度ののらねこゼロプロジェクト土佐清水市猫とおばちゃん活動実績は212頭でございます。活動当初の平成30年度からの総計は1,750頭となっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 猫も多いですね。今までの処理したが1, 750匹いうことは、かなり多いかと思い、まだまだたくさんしてない猫もたくさんいるんじゃないかと思っているところであります。

次に、先ほどからよく出てます、のらねこプロジェクト土佐清水市猫とおぼちゃんの会の、この民間組織の活動はどんなことをしているか、市民課長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

土佐清水市の民間組織ののらねこゼロプロジェクト土佐清水市猫とおぼちゃんの皆さんは、年間計画に沿って各地域で毎月、飼い主のいない猫を捕獲します。車内で手術可能な車両を持つ動物病院の医師を派遣してもらい、不妊手術等を施術していただきます。その後はメンバーの皆さんが捕獲した場所に猫を戻します。この活動をTNR活動と申します。

TはT r a p、捕まえるっていう意味です、飼い主のいない猫を捕まえて、NはN e u t e r、不妊去勢手術を行い、RはR e t u r nで元の場所に戻す活動です。なお、不妊去勢手術を実施した猫は、他の猫と区別するために片耳の先を三角にカットし、その猫は耳の形からさくらねこと呼ばれております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 私、英語が苦手ですTNR、意味よく分かりました。そういったことをやられているということで、ということです。ありがとうございました。

最後に、今後の課題について、課長にお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

地域の生活環境を守るためには今後も継続していただきたい活動であると認識しております。そのため、市民課としましては、継続的な予算の確保と市民の皆さんに広くTNR活動を知ってもらい、理解し、協力していただけるよう広報等で周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 5番、弘田 条君。

（5番 弘田 条君発言席）

○5番（弘田 条君） 周知でも大事だと思うし、課長の言うとおりで思ってますから、ぜひお願いをしたいと思います。

例えば、ごみステーションに生ごみが、ばらばらにされたり、そういったところも、まだ多く事例もあるかもしれませんので、ぜひ、こういったことなくするためにも、この活動をお願いをしたいと思いますし、最後に、先ほど言いましたようにこの取組に対して御支援をぜひよろしく願いしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（作田喜秋君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日は、これをもって延会いたします。

明6月18日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時51分 延 会